

【平成22年度～平成26年度】

おきなわ子ども・子育て応援プラン（仮称）

（沖縄県次世代育成支援行動計画・後期）

【 素 案 】

平成22年1月

沖 縄 県

目 次

第1章 行動計画の策定にあたって	
1 行動計画策定の背景及び趣旨	1
2 前期計画の評価と主な課題	2
3 行動計画の性格・位置づけ	2
第2章 少子化の現状、要因及び影響	
1 少子化の現状	4
2 少子化の要因	6
3 少子化の影響	10
第3章 行動計画の基本的考え方	
1 目的	11
2 基本理念	11
3 計画の期間	11
4 行動計画策定にあたっての基本的な視点	11
5 計画の基本目標	12
6 施策の体系	16
第4章 施策の展開	
1 地域における子育ての支援	
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	
ア 子育てに関する相談・援助体制の充実	17
イ 幼稚園における子育て支援の充実	17
ウ 預かり型子育て支援事業の充実	18
エ ファミリー・サポート・センターの機能充実	19
オ 子育てに関する内容を含めた女性の悩みに関する相談体制の充実	19
カ 企業参画型子育て支援（パスポート）事業の実施	20
(2) 保育サービスの充実	
ア 待機児童対策	
（ア）待機児童解消策	20
（イ）認可外保育施設対策	21
イ 保育サービスの充実	21
(3) 子育て支援のネットワークづくり	
ア 民生委員・児童委員活動体制の充実	22
イ 福祉人材の確保・開発・研修体制の充実	22
ウ 子育て支援者の育成・子育て支援情報の充実	23
(4) 児童の健全育成	
ア 放課後児童健全育成の充実	24
イ 経済的支援の充実	24
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
(1) 周産期保健医療体制の整備	
ア 周産期保健対策の強化	26
イ 周産期医療体制の整備	26

(2) 乳児・幼児の健康の保持増進	
ア 乳幼児健診の充実・強化	27
イ 予防可能な子どもの疾病・事故防止対策	28
ウ 歯科保健対策の推進	29
エ 乳幼児医療費助成制度	30
オ 母乳育児の推進	30
(3) 「食育」の推進	
ア 乳幼児期の食育の推進	31
イ 学童期及び思春期の食育の推進	32
(4) 思春期保健対策の充実	
ア 性・エイズ教育の推進	32
イ 喫煙・飲酒問題対策	33
ウ 薬物乱用問題対策	34
(5) 小児医療の充実	
ア かかりつけ医の推進	34
イ 小児救急体制の整備	35
(6) 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進	36
(7) 不妊治療対策の充実	36
(8) 地域・関係機関の連携	37
(9) 離島で暮らす妊婦が安全・安心して出産できる体制の整備	37
3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	
(1) 次代の親の育成	
ア 子育ての楽しさと意義の育成	39
イ 次代の親育てを意識した活動支援	39
ウ 青少年の交流推進	40
エ 若年期における職業観の形成促進等就職支援の充実	40
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
ア 豊かな心を培う教育の推進	41
イ 確かな学力を身に付ける教育の推進	42
ウ たくましい心と体を育む教育の推進	43
エ 個性を大切にす教育の推進	43
オ 魅力ある学校づくりの推進	44
カ 幼児教育の充実	45
(3) 家庭や地域の教育力の向上	
ア 健やかな青少年を育む地域活動・体験活動の拡充	46
イ ユイマール精神でつなぐ学校・家庭・地域社会の連携	47
ウ 生き生きした活動を支える社会教育基盤の整備・充実	47
エ しつけ・心の触れ合いのある家庭教育機能の充実	48
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	49
4 子育てを支援する生活環境の整備	
(1) 良好な居住環境の整備	
ア 良質な県営住宅の供給	50
イ 県営住宅への多子世帯の優先入居	50

ウ	県営住宅における子育て支援施設の一体的整備の推進	50
(2)	安全な道路交通環境の整備	
ア	通学路の歩道整備	51
イ	信号機・横断歩道の整備	51
(3)	安心して外出できる環境の整備の推進	
ア	県有施設のバリアフリー化の推進	51
イ	公園の整備及び安全確保の推進	52
5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	
(1)	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	
ア	仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み	53
イ	育児・介護休業法の周知	53
ウ	男性の家庭生活への参画促進に向けた取り組み	54
エ	企業への次世代育成支援対策推進法の周知	55
(2)	仕事と子育ての両立のための基盤整備	55
6	子ども等の安全の確保	
(1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
ア	交通安全教育の推進	57
イ	チャイルドシートの正しい使用の推進	57
ウ	自転車の安全利用の推進	57
(2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
ア	関係機関と連携しての活動	58
イ	学校と連携しての活動	
(ア)	地域ぐるみ学校安全体制の充実	59
(イ)	スクールサポーターの配置	59
(ウ)	安全学習支援授業	60
ウ	地域と連携しての活動	60
(3)	少年被害者支援対策の推進	61
(4)	少年育成支援活動の推進	
ア	子どもの居場所づくり	61
イ	喫煙・飲酒問題対策	62
(5)	「ちゅらさん運動」の広報啓発の推進	62
7	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	
(1)	児童虐待防止対策の充実	
ア	発生予防の取り組み	64
イ	児童相談所の体制の強化	64
ウ	市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進	65
エ	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	66
オ	虐待防止の周知・広報	66
(2)	社会的養護体制の充実	
ア	家庭的養護の推進	67
イ	施設機能の見直し	67
ウ	家庭支援機能等の強化	68
エ	非行相談・不登校相談等に対する援助の充実	69

オ	自立支援策の強化	69
カ	人材確保のための仕組みの強化	70
キ	子どもの権利擁護の強化	70
(3)	障害児施策の充実	
ア	障害児療育対策	71
イ	障害児在宅福祉サービスの充実	71
ウ	保育所における障害児の受け入れの推進	72
エ	放課後児童クラブにおける障害児の受け入れの促進	72
(4)	発達障害児支援体制の充実	
ア	発達障害児対策の体制整備	73
イ	早期発見・早期支援体制の充実	74
ウ	ライフステージに応じた各種支援の取り組み	74
8	ひとり親家庭等の自立支援の推進	
(1)	就業支援策の充実	
ア	状況に応じた就業支援の充実	76
イ	より良い就業に向けた能力開発支援の充実	76
ウ	雇用促進に関する啓発活動・情報提供の充実	76
(2)	子育て・生活支援策の充実	
ア	多様な保育サービスによる支援の充実	77
イ	ひとり親家庭児童の健全育成	77
ウ	生活の場の充実	77
エ	生活支援策の充実	78
(3)	養育費の確保策の充実	78
(4)	経済的支援策の充実	79
(5)	自立促進の基盤づくり	
ア	当事者・地域・社会ぐるみで支える体制づくりの促進	79
イ	関係機関・関係団体等の連携促進	80
ウ	相談体制等の充実	80
第5章	行動計画の推進に向けて	
1	地域社会の役割	81
2	行動計画の推進体制	81
3	行動計画の実施状況の点検・評価	82
4	行動計画の実施状況についての公表	82
5	計画策定後の見直し等について	82
第6章	資料	
1	沖縄県次世代育成支援行動計画（後期）策定の審議経過	83
2	沖縄県次世代育成支援対策推進協議会運営要綱	84
3	沖縄県次世代育成支援対策推進協議会構成員名簿	86
4	沖縄県次世代育成支援対策連絡会議運営要領	87
5	少子化社会対策基本法	89
6	次世代育成支援対策推進法	92
7	用語解説	99

第1章 行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の背景及び趣旨

国では、平成2年のいわゆる「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

最初の具体的な計画として、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、保育所の量的拡大をはじめとする多様な保育サービスの充実が図られました。

その後、平成11年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、保育サービスのみならず、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も踏まえた幅広い内容となりました。

平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」という。）が制定され、地方自治体及び常時雇用する労働者数が300人を超える事業主に対して次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけました。

平成16年には、少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むための「少子化社会対策大綱」がまとめられ、これに基づき「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）を策定し、様々な対策を実施してきました。

しかしながら、平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に「新しい少子化対策」を、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめました。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成19年に「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、おおむね10年後における各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定し、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向けては、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、平成20年に児童福祉法及び次世代法が一部改正されました。

一方、本県においては、復帰以降、出生数及び合計特殊出生率とも全国1位を維持しておりますが、全国と同様に少子化傾向がみられ、平成4年に合計特殊出生率が2.00を下回って以降も減少が続きました。このような状況を受け、本県においても、平成9年に国のエンゼルプランに基づき「おきなわ子どもプラン」を、平成14年に国の新エンゼルプランに基づき「新おきなわ子どもプラン」を、平成17年に国の子ども・子育て応援プランに基づき「おきなわ子ども・子育て応援プラン」（沖縄県次世代育成支援行動計画。以下、「前期計画」という。）を策定し、子どもを生み育てやすい環境づくりを総合的に推進してきました。

しかし、少子化の傾向に歯止めがかからず、本県における平成 15 年から平成 17 年の合計特殊出生率が 1.72 と過去最低を記録しました。

少子化の流れに歯止めをかけるため、県では、国の方針に基づき、仕事と家庭の調和の推進のための施策の推進と包括的な次世代育成支援対策を構築する必要があると考えております。

加えて、本県においては、第 2 次世界大戦後のアメリカの統治時代に、義務教育という位置づけのもと、小学校に併設する形で 1 年保育のみを行う公立幼稚園が整備される一方、2~3 年保育を行う幼稚園や保育所の整備が遅れた結果、保育所入所待機児童数が他県と比較して多い状況となっています。

また、公立幼稚園における午後の預かり保育実施園が約半数ということもあり、幼児の午後の居場所づくりとして、放課後児童クラブで幼稚園児を受け入れているという特殊事情を抱えています。

これらの諸情勢を踏まえ、前期計画で実施した次世代育成支援のための様々な施策を検証し、見直したうえで、次世代法に基づく本県の後期の行動計画を策定することにしました。

2 前期計画の評価と主な課題

前期計画では、「親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち」を基本理念に、優れた特性である豊かな自然環境などの社会資源を有効活用しながら、楽しく子育てができるまち、親が親として育ち、さらに子どもたちが、家族や友達・地域とのふれあいの中で明るくのびのび育つ、地域や職場が一体となって支えていくまちを目指し、「地域における子育ての支援」「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「子ども等の安全の確保」「要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進」「ひとり親家庭等の自立支援の推進」などの各種施策を展開してきました。

その結果、ファミリー・サポート・センターの設置や小中学校におけるスクールカウンセラーの設置、女性の育児休業取得率の向上など、一部の施策については充実化が図られるとともに、県と国、市町村及び関係機関との連携が進み、計画は一定の成果を収めたといえます。

しかし、経済情勢の変化等に伴う税収の減に伴い、限られた予算の範囲内で優先順位をつけて事業を実施した結果、地域子育て支援事業など目標達成に至っていない施策もあります。

加えて、本県の特殊事情である待機児童の解消のために、引き続き、保育所の定員の拡充、幼稚園における預かり保育事業の促進、放課後児童クラブの定員の拡充などに重点的に取り組む必要があります。

また、前期計画策定時点には盛り込まれていなかった、社会的養護体制の充実や発達障害児への支援体制の充実などの新たな課題も発生しております。

これらの諸情勢を踏まえ、本行動計画では、課題解決に向けた次世代育成支援のための対策を設定し、推進していくことが必要であると考えております。

3 行動計画の性格・位置づけ

次世代法第 9 条第 1 項では、都道府県は、国が示す行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する都道府県行動計画を策定することになっており、県では、本計画を沖縄県の行動計画として位置づけます。

本計画は、福祉のみならず、保健、教育、労働、住宅、安全など県政の各分野にわたり、本県の次世代育成支援対策を推進するための具体的な項目や目標数値を明らかにした総合的な計画となっております。

策定にあたっては、「沖縄 21 世紀ビジョン(仮称)」や「沖縄振興計画」、「健やか親子おきなわ 2010」など沖縄県が策定した子育て支援に関する様々な計画との調和を図るとともに、次期沖縄振興計画の次世代育成支援対策分野における基本方針となるものです。

また、前期計画と同様、本計画は、児童福祉法第 56 条の 9 に基づく保育計画と母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく沖縄県母子家庭及び寡婦自立促進計画を含むものとします。

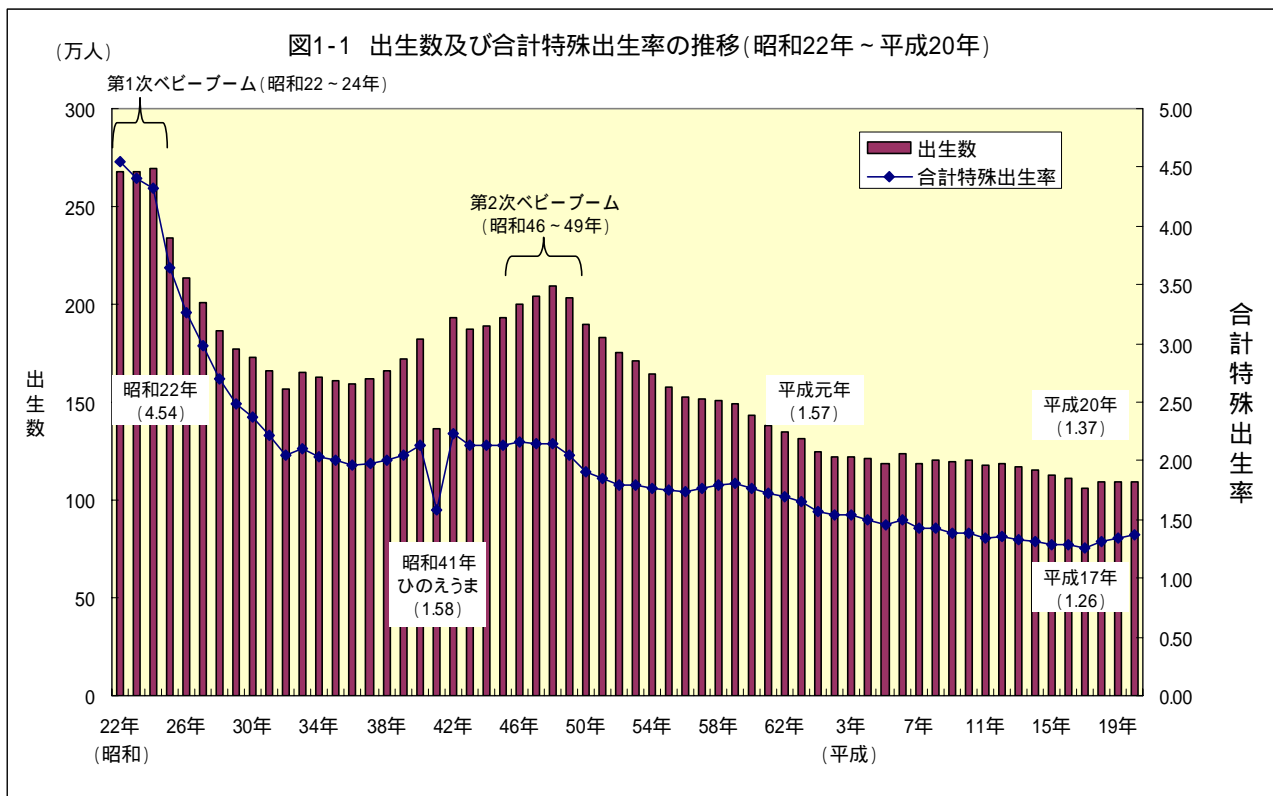
第2章 少子化の現状、要因及び影響

1 少子化の現状

厚生労働省の「人口動態統計」によると、図1-1のとおり、わが国の合計特殊出生率は、戦後の昭和22年～昭和24年の第1次ベビーブーム以降急速に低下し始め、その後も、この低下傾向は止まる気配を見せず、昭和46年～昭和49年の第2次ベビーブームで一時的に上昇したものの、それ以降は低下傾向にあり、少子化は急速に進行しています。

合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す数値ですが、昭和48年の2.14が、平成17年には過去最低の1.26まで低下し、平成20年には1.37まで回復したものの、人口を維持する水準といわれている2.08を大きく下回っており、少子化に歯止めがかかっていない状況となっております。

また、出生数の推移をみても、第1次ベビーブーム以降減少を続け、第2次ベビーブーム期にかけて上昇に転じたものの、それ以降は次第に減少してきており、第2次ベビーブームのピークであった昭和48年には2,091,983人の出生があったのに対して、平成17年には過去最低の1,062,530人と約30年間で半分程度に減少しております。

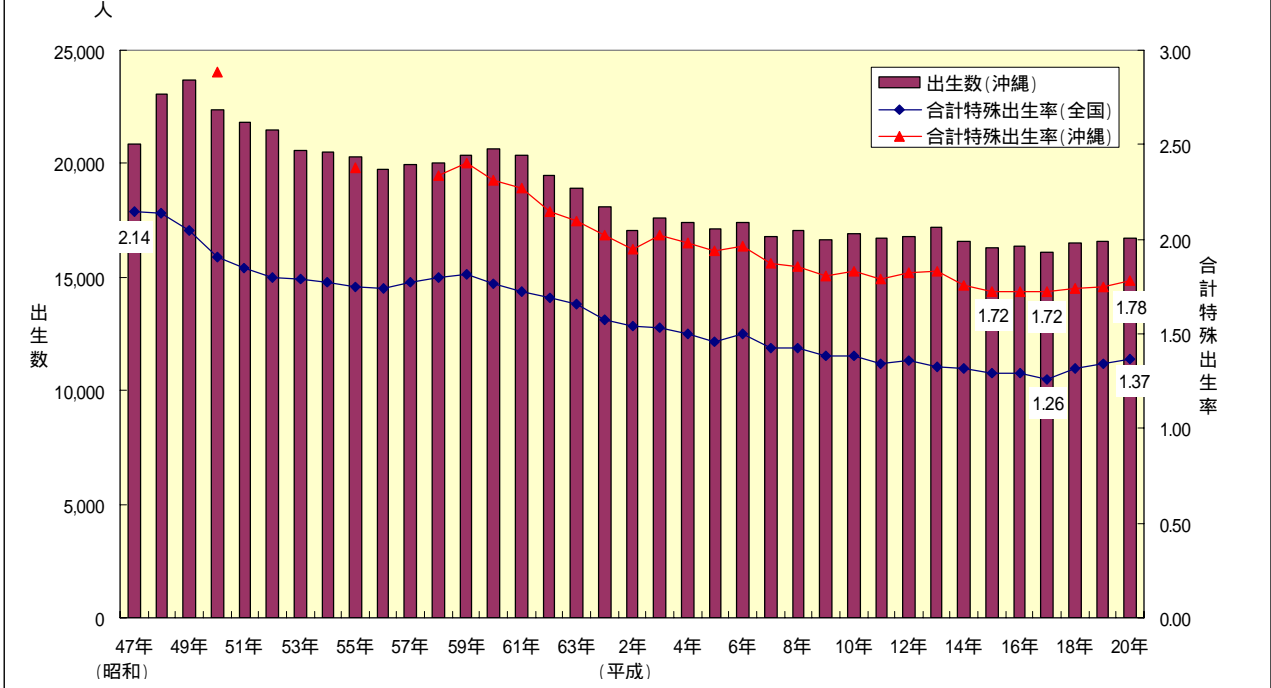


資料：人口動態統計（厚生労働省）

本県の合計特殊出生率は図1-2のとおり年々低下し、平成17年には過去最低の1.72を記録し、平成20年は若干回復して1.78となっており、全国平均の1.37に比べて相対的に高く、全国1位を維持しているものの、人口を維持するのに必要な水準である2.08を割り込んでおり、県内においても少子化傾向が進行しております。

また、出生数も長期的に減少しており、平成17年には過去最低の16,115人を記録し、平成20年は16,736人で、復帰後のピークである昭和49年の23,676人と比較しても大きく減少しており憂慮すべき状況にあります。

図1-2 本県の出生数及び合計特殊出生率の推移(昭和47年～平成20年)



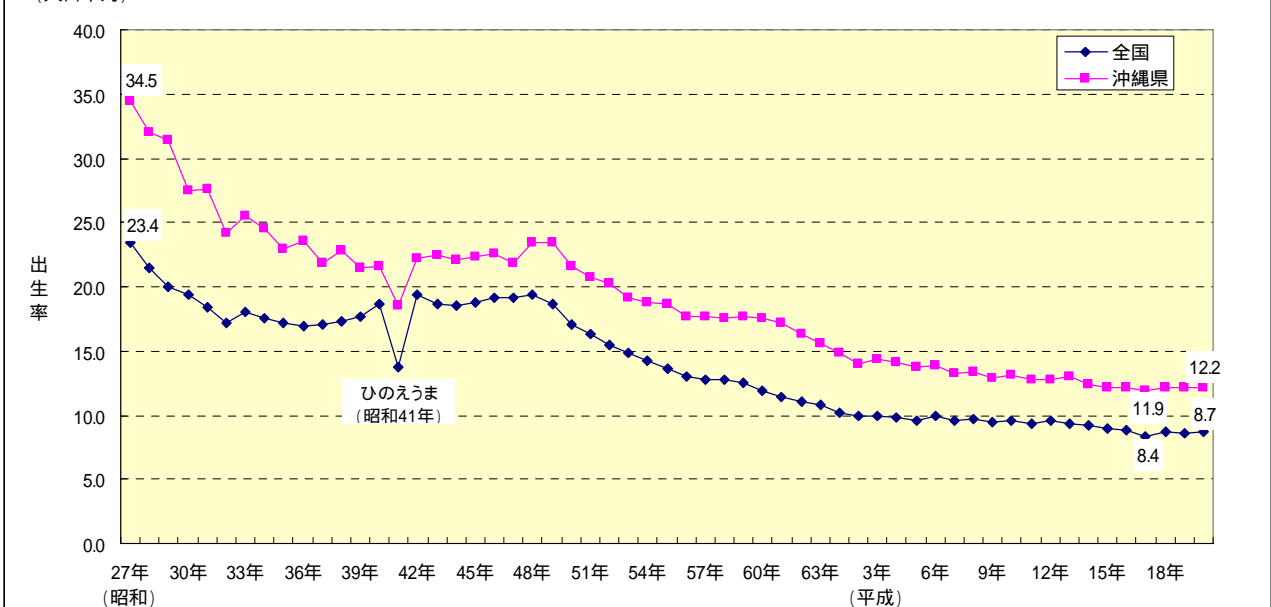
資料：人口動態統計

出生率の動向を年次推移で見ると図1-3のとおりで、わが国では、昭和20年代、戦後の第1次ベビーブームで出生率が急増し、人口千対で25.0前後まで上昇しました。その後は漸次低下傾向を示し、平成17年には8.4と、過去最低の数値まで落ち込みました。

本県においても、第1次ベビーブームをピークに概ね低下傾向を示し、平成17年の出生率が11.9と過去最低を記録しました。

平成20年の全国の出生率8.7と比較すると、本県の出生率は12.2と3.5ポイント高く、全国1位を維持しているものの、全国の出生率の推移と同様、漸次低下傾向を示しています。

図1-3 出生率の推移(昭和27年～平成20年)



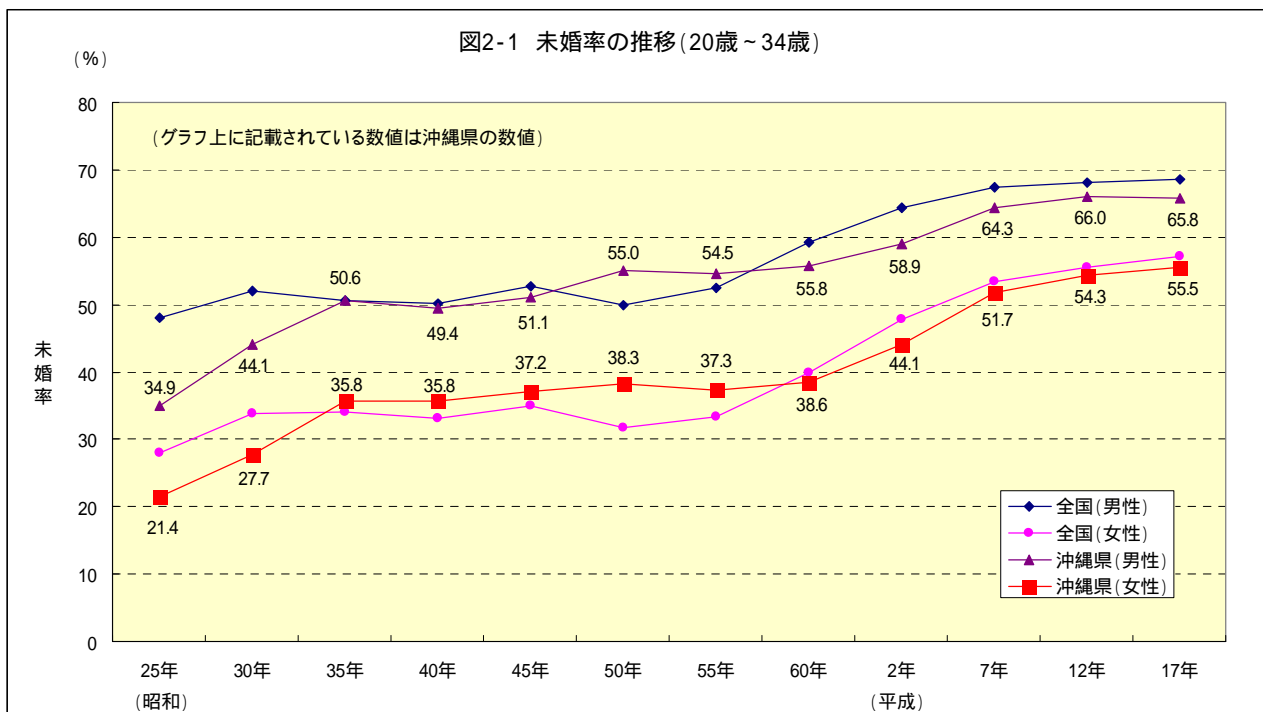
資料：人口動態統計

2 少子化の要因

少子化の要因は、多くの事象が複雑にからみ合っているため、それを特定することは困難ですが、その要因のひとつに、未婚化・晩婚化の進行が考えられています。

未婚率が上昇すれば、子どもの出生数に影響を与えることとなりますが、「国勢調査（総務省統計局）」によると、図2-1のとおり、20歳から34歳の全国の未婚率は、女性では、昭和25年の28.0%が昭和50年に31.7%、平成17年には57.1%となっており、男性では、昭和25年の48.1%が昭和50年に49.9%、平成17年には68.5%となっており、昭和50年頃まで安定して推移していたのが、それ以降は上昇傾向を示しています。

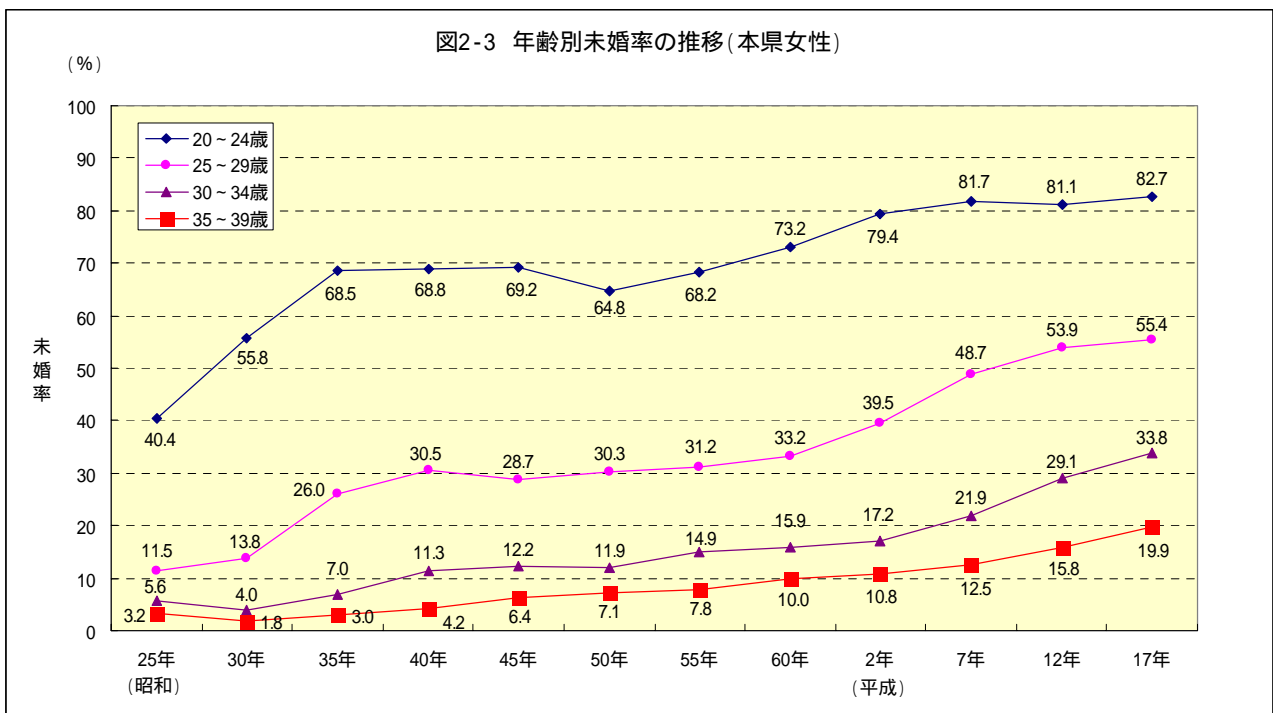
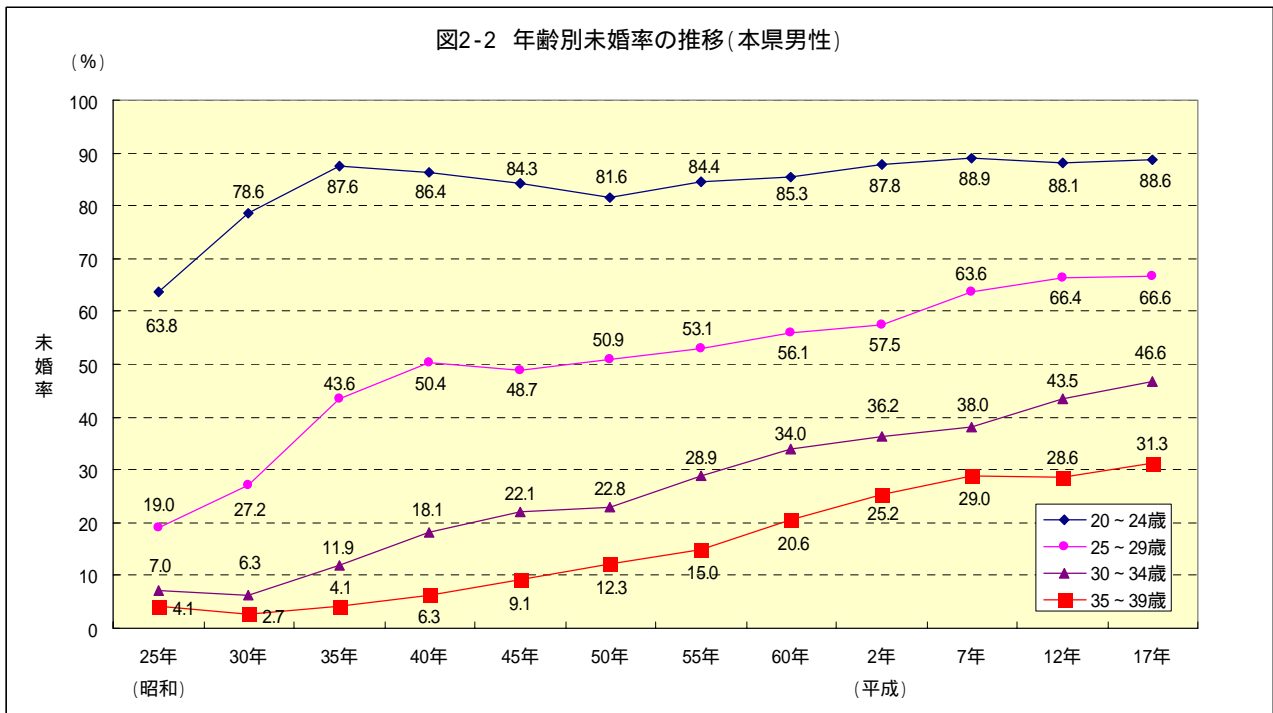
本県における20歳から34歳の未婚率は、女性では、昭和25年の21.4%が昭和60年に38.6%、平成17年には55.5%となっており、男性では、昭和25年の34.9%が昭和60年に55.8%、平成17年には65.8%となっており、昭和35年頃まで上昇傾向を示した後、昭和60年頃までほぼ横ばいで推移していたのが、それ以降は、全国の推移と同様上昇傾向を示しており、現在では、20歳～34歳においては男性、女性とも結婚していない方が多いという状況です。



資料：国勢調査（総務省統計局）

本県における5歳年齢階級別の未婚率をみると、図2-2及び図2-3のとおり、すべての階級でほぼ一貫して上昇傾向を示しており、25歳～29歳で比較すると、男性では、昭和40年の50.4%が平成17年には66.6%と、「2人に1人が独身」であったものが40年間で「3人に2人が独身」となっており、女性では、昭和40年の30.5%が平成17年には55.4%と、「10人に3人が独身」であったものが40年間で「2人に1人が独身」という状況に変化してきています。

また、30歳～34歳で比較すると、男性では、昭和40年の18.1%が平成17年には46.6%と約2.6倍となっており、女性では、昭和40年の11.3%が平成17年には33.8%と約3倍に増加しております。



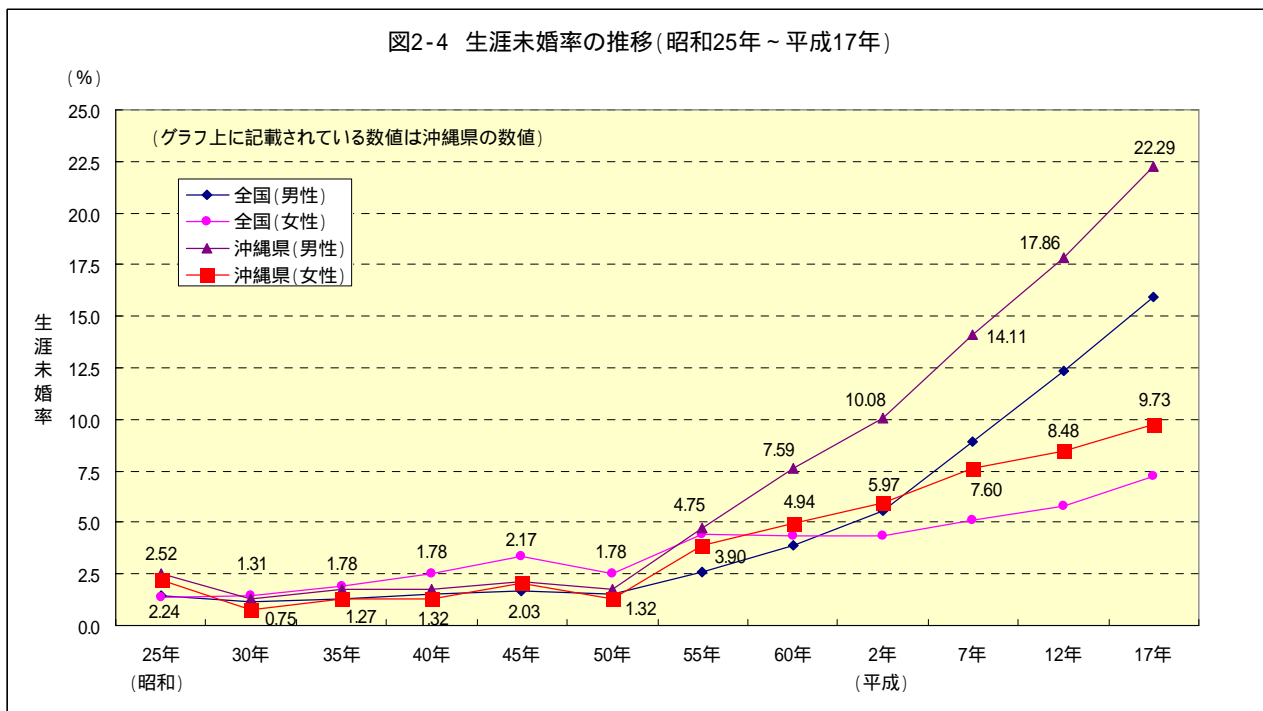
資料：国勢調査（総務省統計局）

合計特殊出生率の低下が社会的に知られ始めた当時は、晩婚化の進行による「出産の先送り現象」のために、一時的に出生率が低下したものであり、いずれ晩婚化傾向が一段落すれば、合計特殊出生率は回復するであろうと認識されておりました。

しかしながら、現在も晩婚化は進行中で、20歳～30歳代の未婚率の上昇により、50歳時点で結婚していない人の割合を示した生涯未婚率についても図2-4のとおり、全国的に近年大幅に上昇しております。

本県における生涯未婚率は、女性では、昭和40年の1.32%が平成17年には9.73%、男性では、昭和40年の1.78%が平成17年には22.29%とそれぞれ大きく上昇しており、全国の状況（平成17年男性15.96%、女性9.73%）と比較しても上回っており、その傾向が特に顕著に表れております。

図2-4 生涯未婚率の推移(昭和25年～平成17年)



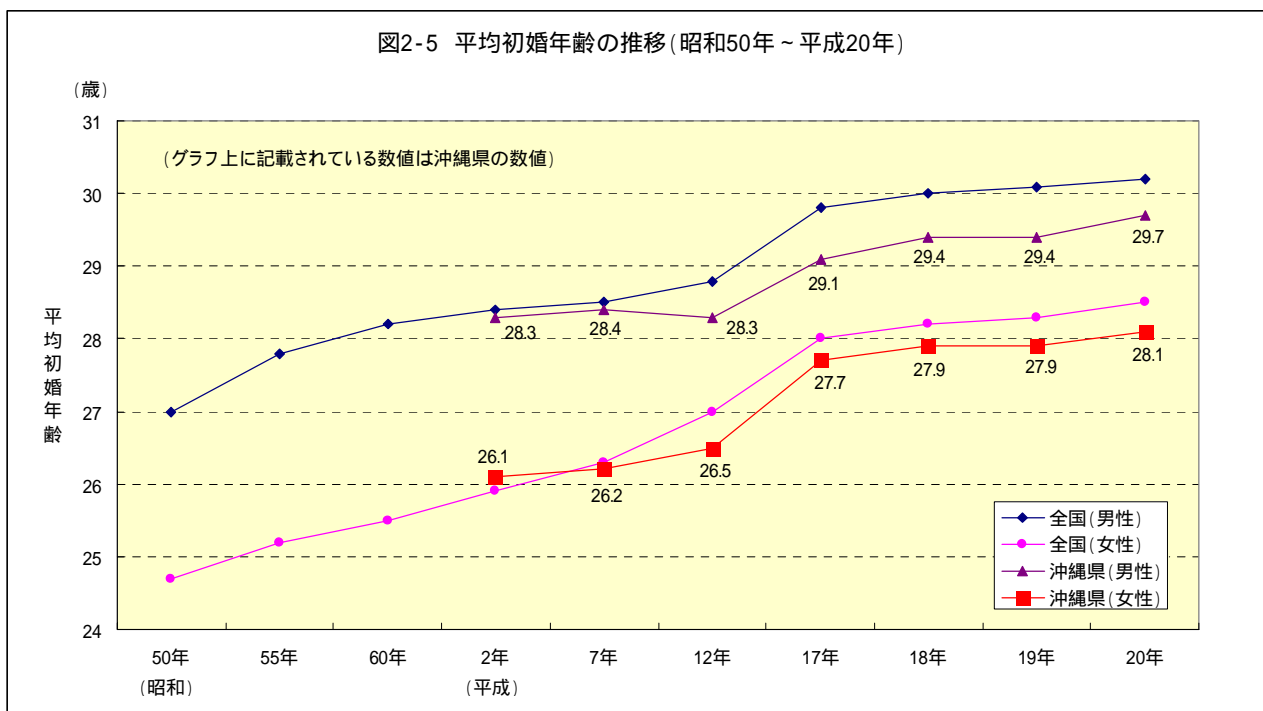
資料：国勢調査（総務省統計局）

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、図 2-5 のとおり、全国における平均初婚年齢は、女性では、昭和 50 年の 24.7 歳が平成 20 年には 28.5 歳に、男性では、昭和 50 年の 27.0 歳が平成 20 年には 30.2 歳とそれぞれ上昇しております。

本県における平均初婚年齢は、女性では、平成 2 年の 26.1 歳が平成 20 年には 28.1 歳に、男性では、平成 2 年の 28.3 歳が平成 20 年には 29.7 歳と全国と同様上昇しており、このデータから晩婚化の進行が伺えます。

このような状況から、出生率低下の原因として、未婚化・晩婚化の進行が主な理由として指摘されるようになっております。

図2-5 平均初婚年齢の推移(昭和50年～平成20年)

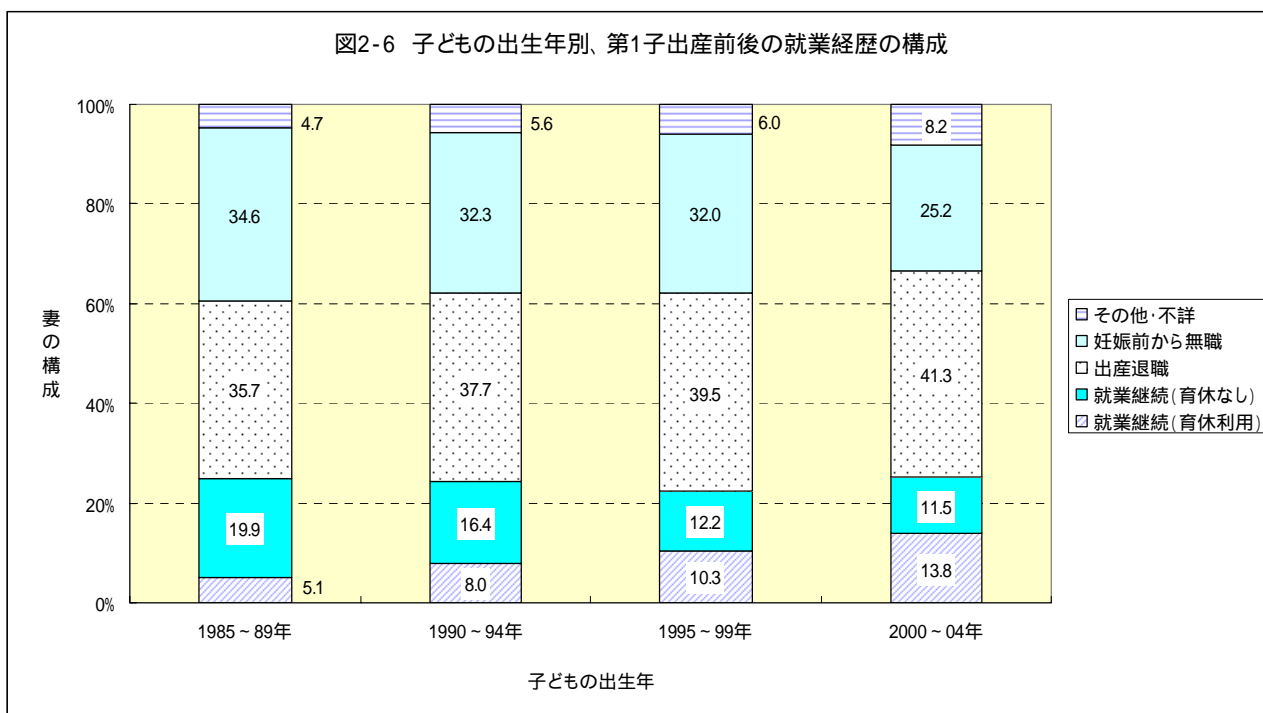


資料：人口動態統計（厚生労働省）

また、少子化の背景としては、晩婚化・未婚化の進行、夫婦の出生力の低下、結婚観や家族観の大きな変化と併せ、家庭や職場における男女の固定的な役割分担意識が根強く残っている社会風土が、子育てと仕事の両立に対して女性に過大な負担感を増大させていると指摘されております。

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」によると、図2-6のとおり、第1子の出産前後に妻がどのような就業状態であったかを調べたところ、育児休暇制度を利用して就業を継続した妻は増加しているものの、就業継続者そのものは1980年代後半以降、25%前後で大きく変化しておりません。

依然として、女性は出産を契機に子育てか仕事かの二者択一を迫られる状況となっており、その中で半数以上の女性は出産を機に退職せざるを得ない結果になっています。

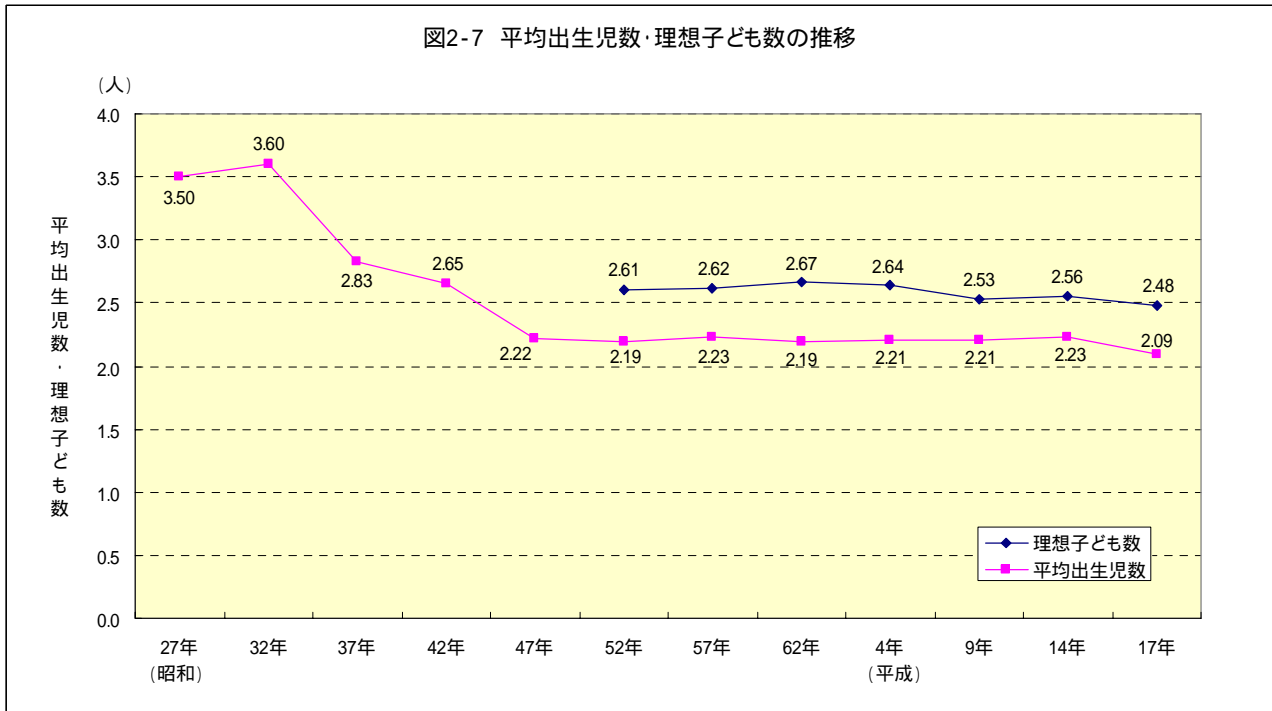


資料：出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

このほか、子育てに対して、心理的・肉体的負担があることや、子育てや教育の費用などの経済的負担があることなど、負担感が増大していることが、出生率に影響を与えていると指摘されております。

妻が考える理想の子ども数と、実際に持つ子ども数を平均値で比較すると、図2-7のとおり記録がある昭和52年以降、理想の子ども数、実際の平均出生児数ともにほぼ横ばいで推移しており、平成17年では、理想子ども数が2.48人、平均出生児数が2.09人で、実際に持つ子ども数は理想の子ども数を0.4人ほど下回る結果となっております。

図2-7 平均出生児数・理想子ども数の推移



資料：「出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所)

3 少子化の影響

人口動態統計によると、2007年において、出生数と死亡数の差である自然増加数はマイナス18,516人となり、2005年に初めてマイナスとなって以降、再びマイナスに転じました。

国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に推計した「将来推計人口」の中位推計によると、50年後の2055年には、合計特殊出生率が1.26、総人口が8,993万人となり、その4割が65歳以上の高齢者になると推計されております。

また、厚生労働省が行った将来の労働力人口推計によると、2006年に6,657万人の労働力人口は、2030年には5,584万人まで減少すると見込んでいます。一方で、60歳以上の労働者の割合が、2006年の14.5%から2030年には18.6%に達するものと推計されております。

こうした人口減少社会は、単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、労働力人口は高齢化しながら減少していくことが予想され、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

加えて、高齢者人口の増大による年金や医療、介護費の増大が考えられる一方で、社会保障制度を支える現役世代の人口及び総人口に占める割合の双方が低下していくため、社会保障制度の持続可能性を図るためには、高齢者に対する給付内容の見直しや、給付と負担の均衡等の措置を講じていかなければなりません。

さらに、地域から子どもの数が少なくなる一方で、高齢者が増加し、特に過疎地においては、防犯、消防等に関する自主的な住民活動をはじめ、集落という共同体の維持さえ困難な状況など、地域の存立基盤にも関わる問題が生じる可能性があります。

また、子どもは、遊びなど子ども同士のふれあいを通して様々なことを学び、成長していきますが、子どもの数の減少が、このような機会の減少につながり、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長に影響を与えていると考えられています。

このように、少子化の進行は、日本の将来に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

第3章 行動計画の基本的考え方

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とします。

2 基本理念

次世代法第3条では、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」とされております。

沖縄県においては、次世代法の基本理念を踏まえ、前期計画に引き続き、すべての子どもがその誕生を家族や地域から喜ばれ、社会性を養いながら心身共に健やかに成長し、自立した次代の親になっていくことを支援する「子育て」、すべての親が、心身共にゆとりを持って子どもを生み、楽しく子育てを行い、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら、子育てを通じて親も育っていく環境づくりを支援する「親育ち」、地域が、人々の交流を通じて地域全体で子育てを暖かくかつ積極的に見守り、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、必要があれば手をさしのべ、応援することにより生活しやすい環境となっていくことを支援する「地域育ち」を基本に、以下の基本理念を掲げ、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

「親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち」

3 計画の期間

次世代法第9条及び国が示した行動計画策定指針に基づき、本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4 行動計画策定にあたっての基本的な視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す9項目の方向性を、本計画における基本的な視点とします。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、特に、子育ては男女が協力して行うものとの視点に立った取り組みを推進します。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものであり、子どもへの支援は地域及び本県の未来づくりであるとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や県民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、このような多様な個別のニーズに適切に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進します。

(4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や県、市町村をはじめ、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに本県における次世代育成支援対策の取り組みを推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、県民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であることから、国及び市町村、企業など関係者と連携して取り組みます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等、子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について整備するとともに、家庭的な養護の推進や、自立支援策の強化という観点も十分に踏まえた取り組みを推進します。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

児童養護施設や保育所、児童館を始めとする各種の公共施設の活用を図るとともに、NPO などの地域活動団体や民間事業者、地域への貢献を希望する個人等と連携し、豊かな自然環境や伝統文化など、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用するための取り組みを推進します。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要であることから、サービスの質を評価し、向上させる観点に立ち、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを推進します。

(9) 地域特性の視点

豊かな自然に囲まれ、家族の絆、地域の連帯が少なからず残されている地域の特性を生かし、地域で生じた問題は、できる限り地域で解決することができるよう地域コミュニティの体制を確立するための取り組みを推進します。

5 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の8項目を計画推進の柱として設定し、目標達成に向けて総合的な取り組みを推進します。

(1) 地域における子育ての支援

前期計画においては、つどいの広場、地域子育て支援センター、幼稚園における預かり保育等において「すべての家庭への子育て支援」を実施しました。また、ファミリー・サポート・センター、保育所における保育事業、放課後児童健全育成事業等において、「働きながら子どもを育てる人への子育て支援」の促進に努めました。

その結果、私立保育所における預かり保育や保育所における特定保育の実施、ファミリー・サポート・センターの設置箇所数については、目標を達成しております。

一方で、公立保育所における預かり保育、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業及び児童厚生施設の整備等を実施しましたが、目標達成に至っておりません。

地域社会は子どもを健やかに育てるための重要な生活基盤であり、次世代育成は地域全体の問題として、住民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。

このため、「地域における子育て支援サービスの充実」では、子育てする親の負担感を軽減し、

子育て家庭を支援するためのサービスを推進します。「保育サービスの充実」では、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの確保と充実を促進します。

また、「子育て支援のネットワークづくり」では、子育て支援関係団体と連携を図り、子育て支援の情報を共有できるネットワークの構築等に努めます。さらに、「児童の健全育成」では、放課後児童クラブの設置を促進し児童の健全育成に努めます。

これら施策については、地域の実態や保護者のニーズに応じた促進が必要となっており、本計画では、地域における子育て支援サービスの充実に取り組んでまいります。

なお、本県が抱える保育所や幼稚園のあり方等、幼児教育全般に係る課題については、問題点等の検証やその解決に向けて検討する場を設けるなど、関係部局全体で取り組んでまいります。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

前期計画においては、「周産期保健医療体制の整備」「乳児・幼児の健康の保持・増進」「食育の推進」「思春期保健対策の充実」「小児保健の充実」「小児慢性特定疾患治療研究事業の推進」「不妊治療対策の充実」「地域、関係機関の連携」等、8つの基本施策に取り組んできました。

周産期保健医療体制の整備としては、高度周産期医療を担う総合周産期母子医療センターを2か所整備してきました。周産期における搬送マニュアルの策定、地域周産期医療センターとの連携体制の構築、母子健康手帳交付時の保健指導の充実等により、乳児、新生児の死亡率が改善されたところです。一方、低体重児の出生率は、全国平均値に比べ、高い状況にあり、医療施設の更なる充実とあわせて、ハイリスク妊婦支援、妊婦の健康管理能力を高めるための保健指導、離島町村における妊婦健康診査支援体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

乳幼児の健康の保持増進については、乳幼児健診受診率、幼児のう蝕有病率、予防接種は年々改善されているところですが、健診後の育児支援体制の充実を含め、乳幼児の健康管理体制の更なる向上を図る必要があります。

思春期保健対策については、10代の人工妊娠中絶率は減少傾向にありますが、若年妊娠、思春期の喫煙等が課題となっており、引き続き各保健所において学校と連携した性・エイズ教育の実施や生涯を通じた女性の健康支援等に取り組めます。

本計画においては、前期計画に引き続き、母子保健の行動計画として策定している「健やか親子おきなわ2010」と連動した取り組みを推進していきます。

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

前期計画においては、職場体験学習の推進や沖縄県キャリアセンターの利用促進などに努め、若年者の職業観の形成や就職支援の強化が図られました。

一方で、子どもの居場所づくり推進として放課後子ども教室を実施しましたが、市町村の財政難などの理由から、目標の達成はできませんでした。

これらの施策は、次代の担い手である子どもたちが、主体的に個性豊かに生きていくための力を培うとともに、心身ともに健やかに成長し、子どもを生み育てることの大切さや意義を理解する次代の親を育成するために必要な施策であります。

本計画においても、引き続き、学校及び地域社会の教育環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭の住宅に対するニーズは多様化していますが、一方では住宅事情の厳しさも見受けられます。

子育てを担う若い世代向けに、子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある住宅を確保するため、良質な県営住宅の供給等を推進し、子育てを担う若い世代を支援します。

また、子ども、子育て中の親が安全に通行することができる道路交通環境の整備、安心して外出

できる環境の整備の推進に努めてまいります。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

前期計画では、「多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進」「仕事と子育ての両立の推進」など4つの項目を掲げ、仕事と家庭生活の両立が図られるよう法や制度等について、講座・講演会、セミナーの開催や、県の広報媒体（テレビ・ラジオ、広報誌、ホームページ等）を通じて広報・啓発を行いました。また、仕事と生活の両立が図られるよう、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努め、目標を上回る9か所に設置されました。

しかし、多様な働き方の実現や働き方の見直しにつながる労働時間短縮の動きは鈍く、男性の育児休業取得に対する理解もあまり浸透していない状況です。

これらの現状を踏まえ、本計画においては、男女を問わず働く全ての人が、仕事と生活の調和を実現できるための環境づくりを目標として、広報・啓発及び企業への働きかけなどに努めるとともに、仕事と子育ての両立のための基盤整備に取り組みます。

(6) 子ども等の安全の確保

前期計画においては、「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」「深夜はいかい防止ポスター・標語・作文募集」「スクール・サポーターの拡大の推進」「安全学習支援授業」「地域安全マップ作製」「子ども110番の家設置促進」に努めてまいりました。

その結果、「深夜はいかい防止ポスター・標語・作文募集」「安全学習支援授業」「子ども110番の家設置促進」等については、目標値は達成されておりますが、「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」「スクール・サポーターの拡大の推進」「地域安全マップ作製」等については、取り組みが徹底されていないために目標値の達成には至っておりません。

このため、目標値を達成していない施策については、引き続き取り組みを進めるとともに、「交通安全教育の推進」「チャイルド・シートの正しい使用の推進」「自転車の安全利用の推進」等についても取り組みを強化し、子どもの安全確保を推進します。

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待に対しては、相談支援体制の整備、強化や関係機関との連携等を進め、虐待の未然防止や早期発見、早期対応などに取り組んできましたが、依然として児童虐待は増加の傾向にあります。また、地域の子育て機能の低下や家庭の養育力不足等の問題もあり、社会的養護を必要とする児童は今後も増加が見込まれます。

このため、引き続き相談体制や関係機関との連携強化を図るほか、子育て家庭への支援を進めるなど、児童虐待防止対策に取り組めます。また、増加が見込まれる要保護児童に対しては、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、家庭支援機能の強化、子どもの権利擁護の強化、非行や不登校の問題を抱える児童への援助の充実を図るなど、社会的養護体制の充実に取り組めます。

障害児への支援については、施設から地域社会への移行促進により、身近な地域における福祉サービスのニーズが高まっていますが、事業実施に必要な人材や支援施設の確保、支援体制の整備が課題となっています。また、新たなニーズである発達障害児への支援については、その障害の特性から、早期の発見、支援に結びつきにくいこと、及び支援する関係機関が多岐にわたることから支援が途切れてしまうことなどが指摘されており、その取り組みの強化が求められています。

このため、障害児支援については、身近な地域で適切なサービスが利用できるよう市町村等と連携した施策を推進するとともに、保育所、幼稚園、学校等に対する支援の強化等に取り組めます。また、発達障害児支援については、沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画等に基づく取り組みを着実に進めるとともに、発達障害者支援センターを支援拠点とした支援体制の構築を図り、身近な地域において必要な支援が受けられるよう取り組みを進めます。

(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進

前期計画においては、ひとり親家庭のすべての子どもの成長を支援し、その健全な育成を図るため、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保、経済的支援及び自立促進の基盤づくりを基本に、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進にむけた総合的な支援の展開に取り組んできました。

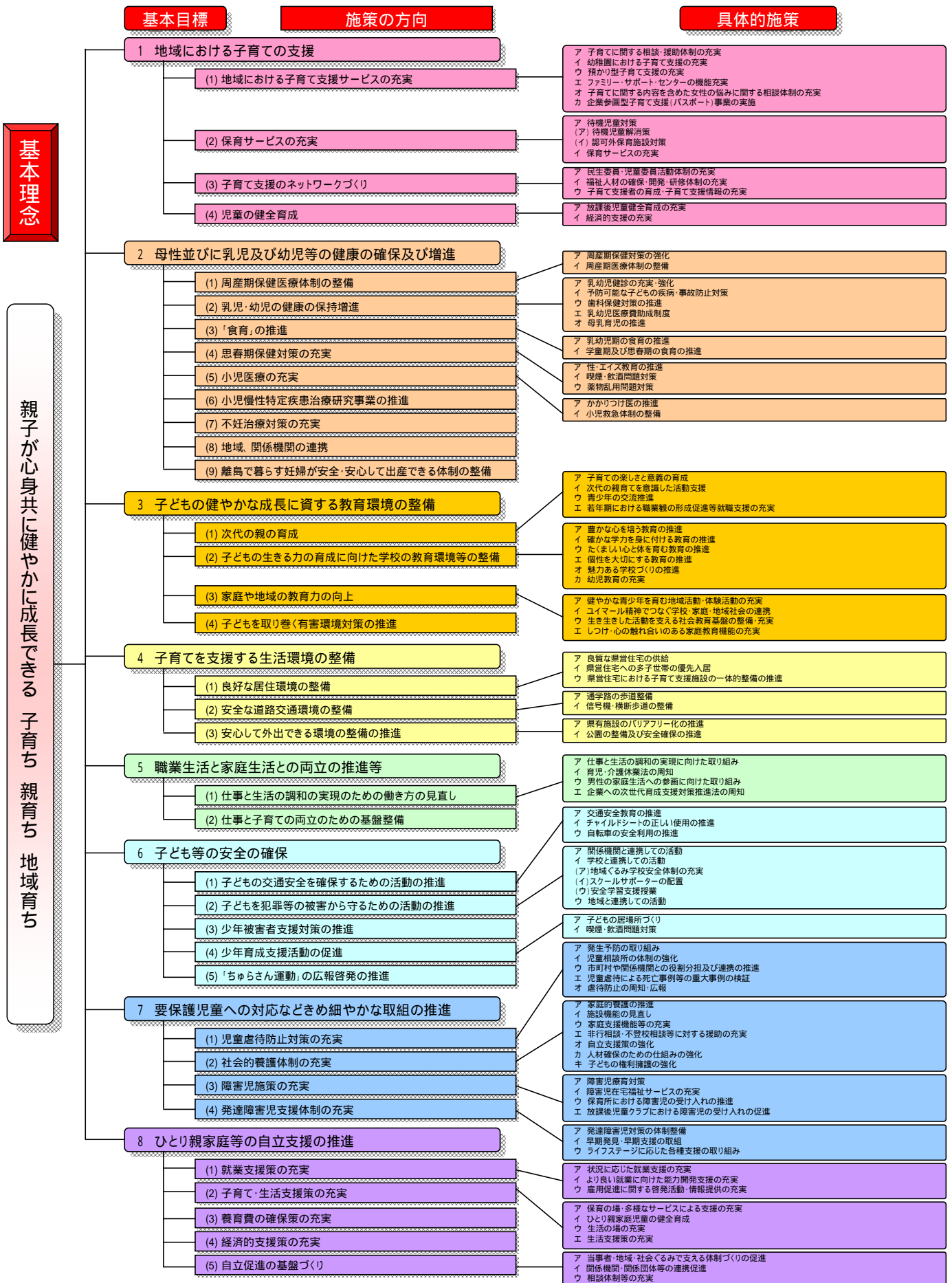
しかし、平成 20 年度に実施した「沖縄県ひとり親世帯等実態調査」にみられるように、ひとり親家庭等の生活は、収入、仕事、子どもの養育等の問題が複雑に重なりあい、依然として多くの困難を抱えている状況が続いております。

このような状況にあるひとり親家庭を支援する際には、その要望等をきめ細やかに把握し、必要としている援助を適切に幅広く行っていくことが重要であります。

このため、引き続き母子寡婦福祉会等、関係団体との連携を図ることにより、きめ細やかな福祉サービスを実施するとともに総合的で計画的な支援に取り組み、ひとり親家庭のすべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図っていきます。

6 施策の体系

基本理念、基本的視点、基本目標を踏まえ、本県での次世代育成支援対策を、以下の体系図に基づき、行っていきます。



第4章 施策の展開

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

ア 子育てに関する相談・援助体制の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

子育て支援のための拠点を設置促進します。

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じています。

このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

地域で子育てを支援するための拠点として、主に乳幼児を持つ子育てに不安や悩みを抱える親が気軽に集い、子ども同士を遊ばせながら、親同士が打ち解けた雰囲気の中で自由に相談や意見交換などができる「地域子育て支援拠点施設」の設置が進むよう今後とも市町村を支援していきます。

また、設置後はサービスの質の確保を図るため、要件を満たす施設を設置した市町村に対し、運営費の一部を補助します。

県の関連事業名

児童健全育成補助事業費（細事業：地域子育て支援拠点事業（補助金））

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
地域子育て支援拠点事業	設置箇所数	か所	73	91	青少年・児童家庭課

イ 幼稚園における子育て支援の充実

(担当課：教育庁義務教育課、総務私学課)

幼稚園における預かり保育事業の充実を促進します。

現状と課題

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出の拡大などの社会の変化により、子育て支援の一環である「預かり保育」に対する要望は増大しており、幼稚園における弾力的な対応が求められています。幼稚園においては、4時間を標準とする教育時間終了後も、子ども達が安全で健やかに過ごせる環境が必要であり、教育時間終了後の「預かり保育」事業のニーズが年々高まってきております。勤務形態の多様化等による預かり保育時間の延長や休業日における預かり保育の実施等、預かり保育の充実拡充が求められています。

県内の公立幼稚園では、245園中、134園が預かり保育を実施しています。

また、私立幼稚園では、34園（休園中を除く）全てにおいて、教育時間終了後や休業日に園児を幼稚園で過ごさせるための預かり保育事業を実施しています。

子育てを支援する観点から、保護者の勤務形態等に弾力的に対応できるよう保育時間の延長や休業日の実施など預かり保育事業の内容の充実とともに、保育の質の向上が課題となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

預かり保育については、市町村の実状や保護者のニーズを見据えながら、それぞれの市町村にあった「預かり保育」を促進していくことが大切だと考えており、本県の幼稚園教育の方向性を示した「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、「預かり保育」の促進を図ります。さらに、地域の実態や保護者のニーズに応じて、希望する者を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中等に行われる「預かり保育」の促進を図ります。

【具体的支援策】

本県の幼稚園の方向性を示した『沖縄県幼児教育振興アクションプログラム』に基づき、「預かり保育」を促進していきます。

「預かり保育」の実態調査の結果を生かして、関係機関へ「預かり保育」の実施を促していきます。

研修会を通して教員の意識向上に努めます。

私立幼稚園に対しては、保護者や地域のニーズに弾力的に対応した預かり保育事業を継続して実施するとともに、保育の質の向上に努めることができるよう、子育て支援の観点から補助金を交付します。

県の関連事業名

沖縄県幼児教育振興アクションプログラム推進会議・説明会、魅力ある私立学校づくり推進事業補助金（預かり保育推進事業、休業日預かり保育推進事業）、個人立等幼稚園預かり保育事業補助金

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
公立幼稚園における預かり保育	実施園	園	134	190	教育庁義務教育課
	実施園の割合	%	54.6	77.5	教育庁義務教育課
私立幼稚園における預かり保育	実施園	園	34	35	総務私学課
	実施園の割合	%	100.0	100.0	総務私学課

ウ 預かり型子育て支援事業の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

市町村に対し、子育て短期支援事業を拡充、促進するよう努めます。

現状と課題

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及び家庭の福祉の向上を図ることが求められております。

今後の取り組み・具体的な支援策

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子の保護を要する場合に、実施施設において養育・保護を行うショートステイ（短期入所生活援助）事業並びに仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育するこ

とが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事等を行うトワイライトステイ（夜間養護）等事業について、実施主体である市町村に対し、事業を拡充、促進するよう努めます。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	設置箇所数	か所	4	6	青少年・児童家庭課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	設置箇所数	か所	1	1	青少年・児童家庭課

エ ファミリー・サポート・センターの機能充実

(担当課：青少年・児童家庭課、雇用労政課)

ファミリー・サポート・センターの設置と機能の充実を図ります。

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、仕事と家庭の両立支援を目的として、市町村が設置主体であるファミリー・サポート・センター（育児等の援助を行いたい者と受けたい者が会員となって、地域で相互援助活動を行う組織）に対するニーズは年々高まっており、引き続き設置促進を図る必要があります。

現在、県内の12市町村で同事業を実施しておりますが、病児・病後児や緊急時の受け入れについてもファミリー・サポート・センターに求められており、病児・緊急預かりサービスをどのように実施していくかが課題となっております。

今後の取り組み・具体的な支援策

ファミリー・サポート・センターに対するニーズがある地域には、センターの設置を促進するよう市町村に働きかけていきます。

ファミリー・サポート・センターの職員（アドバイザー）を対象とした研修会を実施し、職員の資質向上や同事業の関係団体との連携を図ります。

病児・病後児や緊急時の受け入れが実施できるよう、関係機関（沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会・労働福祉団体・医療機関・NPO等）の連携体制の整備を図り、ファミリー・サポート・センターの機能強化を促進します。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ファミリー・サポート・センター	設置市町村数	市町村	12	21	青少年・児童家庭課、雇用労政課
病児・緊急預かり対応	実施市町村数	市町村	5	21	青少年・児童家庭課、雇用労政課

オ 子育てに関する内容を含めた女性の悩みに関する相談体制の充実

(担当課：平和・男女共同参画課)

女性が抱える様々な悩みと複雑に関連した子育てに関して総合的に答えることができる相談窓口を設置します。

現状と課題

女性の社会進出が進む中で、子育てについて女性が抱える不安感や負担感、家庭内の問題にとどまらず、女性の個人としての生き方や仕事の問題とも複雑に関連しています。

また、多くの米軍基地を抱える本県では、日本人女性と軍人・軍属等のアメリカ人男性との国際結婚の割合が高く、子どもの国籍の問題、離婚による親権や養育費の問題等を抱えています。これらの問題には、日本とアメリカの法制度や習慣、文化の違いのため、個人の力では解決できないものもあります。

女性が抱える様々な悩みと複雑に関連した子育てに関する相談に対して、総合的に答えることができる相談体制を整備しています。

また、国際結婚をした女性からの子育てに関する相談についても、法的手続きの方法や情報の提供等、的確なアドバイスができるよう相談体制を整備しています。

今後の取り組み・具体的な支援策

沖縄県男女共同参画センターにおいて、女性を対象とした総合的な「悩み相談」、法的な問題に関する「法律相談」、精神的な悩みに関する「心の健康相談」、国際結婚した女性を対象とした「国際女性相談」を実施します。

カ 企業参画型子育て支援（パスポート）事業の実施

（担当課：青少年・児童家庭課、産業政策課）

子育て世帯を対象にパスポートを配布し、協賛企業からの割引等のサービスを受けられるように検討していきます。

現状と課題

本県は、合計特殊出生率及び出生率が全国1位となっているものの、県民所得は全国で最も低く、子育て世帯を取り巻く環境が厳しい状況にあります。

このため、これら子育て世帯に対する経済的支援が必要となっております。

今後の取り組み・具体的な支援策

子育て世帯への経済的負担を軽減するため、子育てを支援する協賛企業を募り、その企業から割引・特典サービス等を受けられる「子育て支援パスポート」を子育て世帯を対象に配布します。

パスポート発行・配布は市町村（母子手帳発行等の住民に近いサービスを提供している自治体）で実施することが効率的であることから、実施に際しては市町村の理解と協力を前提とします。

なお、協賛企業の募集にあたっては、県内大手量販店・商店街組合・中小企業関係団体への協力を求めています。

県の関連事業名

おきなわ子育て支援パスポート事業（仮称）

（2）保育サービスの充実

ア 待機児童対策

（ア）待機児童解消策

（担当課：青少年・児童家庭課）

市町村と連携し、待機児童解消に努めます。

現状と課題

本県は、他県と比較して待機児童が多く、その解消が大きな課題となっております。

このため、保育所の創設、増改築、分園設置、認可外保育施設の認可化等により大幅な定員増を行ってきましたが、待機児童の解消には至っておりません。

平成 20 年度に実施した待機児童実態調査結果によると、待機児童の解消については、定員の弾力化等も勘案すると、平成 20 年 4 月 1 日時点より約 5,400 人の定員増が必要になるものと見込まれております。

今後の取り組み・具体的な支援策

待機児童の解消については、平成 20 年度に設立した「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」及び「沖縄県安心こども基金」を活用した保育所の創設等を市町村に働きかけ、待機児童の解消を図っていくこととしています。

県の関連事業名

保育所運営費、保育所入所待機児童対策特別事業、安心こども基金事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
通常保育事業	認可保育所定員数	人	31,344	35,045	青少年・児童家庭課

(イ) 認可外保育施設対策

(担当課：青少年・児童家庭課)

認可外保育施設における児童の処遇向上を目指します。

現状と課題

復帰後、国からの高率補助を受け保育所整備を促進してきましたが、増大する保育ニーズや多様な保育サービスが十分に提供できなかったことなどから、認可外保育施設数及び入所児童数とも他県と比較して非常に多く、保育に欠ける児童も多数、当該施設を利用していると考えられます。

しかし、認可外保育施設の中には、保育環境や処遇が十分でない施設もあり、入所児童の処遇向上が必要となっております。

今後の取り組み・具体的な支援策

認可外保育施設の認可化移行を促進するため、市町村と連携し、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金を活用した認可化を促進します。

また、認可外保育施設における児童処遇向上を図るため、新すこやか保育事業を継続、充実していきます。

さらに、施設長や施設職員の研修を充実するとともに、立入調査による入所児童の処遇向上のため、安全、衛生面や保育内容等の指導・改善に努めます。

県の関連事業名

新すこやか保育事業

イ 保育サービスの充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

多様な保育ニーズに対応し、地域にあった子育て支援を推進します。

現状と課題

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められています。

特に子育ての負担感や在宅の保育の孤独感、不安などを解消するため、安心して子育てができる子育て支援の充実、環境整備などの対策を講ずる必要があります。

また、多様なニーズに合わせた質の高い保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保、育成等の充実を図る必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

安心して子育てと仕事等の両立ができるような環境整備を総合的に推進するため、一時預かり事業、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業などの充実に努め、多様な保育ニーズに応えるよう取り組んでいきます。

また、質の高い保育サービスを提供するため、保育に携わる人材の育成等のための研修事業の充実を図ります。

県の関連事業名

特別保育事業等助成事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
一時預かり事業	設置箇所数	か所	73	101	青少年・児童家庭課
特定保育事業	設置箇所数	か所	39	56	青少年・児童家庭課
延長保育事業	設置箇所数	か所	289	329	青少年・児童家庭課
休日保育事業	設置箇所数	か所	6	11	青少年・児童家庭課
夜間保育事業	設置箇所数	か所	3	5	青少年・児童家庭課
病児・病後児保育事業	設置箇所数	か所	12	17	青少年・児童家庭課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

ア 民生委員・児童委員活動体制の充実

(担当課：福祉・援護課)

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。

現状と課題

平成 20 年度末において民生委員・児童委員の委嘱数は 2,069 人、県内定数に対する充足率 90.7%となっています。民生委員の欠員補充を図るため、定期的に市町村から推薦を受け、沖縄県社会福祉審議会民生委員児童委員審査専門分科会を開催し、委嘱数の増加に努めています。また、民生委員活動費の支給、地区民生委員児童委員協議会及び県民生委員児童委員協議会に対する活動費及び運営費の補助を行い、民生委員活動を支援しています。

今後の取り組み・具体的な支援策

社会環境の変化に伴い、民生委員・児童委員の役割が重要性を増している中で、民生委員・児童委員に求められる知識及び援助技術の増進に向け、民生委員・児童委員一人一人の資質の向上を図るとともに、その活動の充実強化を推進します。

民生委員・児童委員の欠員のある市町村に対しては民生委員・児童委員の推薦を促し、定期的に専門分科会を開催して欠員補充に努めます。

県の関連事業名

民生委員事業費

イ 福祉人材の確保・開発・研修体制の充実

(担当課：福祉・援護課)

福祉・介護人材の確保、社会福祉従事者の質の向上に努めます。

現状と課題

我が国においては、高齢化の進行、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護サービスへのニーズはさらに増大しているところです。

しかしながら、福祉介護の現場では、労働環境の厳しさ等により、従事者の離職率の高さ、資格を有しながら福祉・介護分野で働いていない者が多数存在する等の課題があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

福祉・介護人材の確保・開発・研修体制の推進を図る事業については、社会福祉協議会に委託して実施することとします。

1 福祉・介護人材の確保、開発

就職希望者に対しての就職説明会、講習会等を行い、福祉関係の業務内容を紹介し、就業を促すとともに、無料職業紹介事業等を実施することにより、求人者及び求職者間の橋渡し役を行っていきます。

また、平成 21～23 年度においては、国の基金を活用して、福祉介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供し、新たな人材の参入を促進する「職場体験事業」や個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、事業所への助言・指導を行う「福祉・介護人材マッチング支援事業」を実施し、福祉・介護人材の確保に努めていきます。

2 福祉人材への研修

各種研修会を開催することにより、児童福祉関係職員や民生・児童委員の資質及び専門性を向上に努め、児童や家庭への福祉サービスの向上を図ります。

県の関連事業名

福祉人材研修センター事業費、地域福祉推進事業費

ウ 子育て支援者の育成・子育て支援情報の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

子育て支援関係団体と連携を図り、子育て支援の情報を共有できるネットワークを構築します。

現状と課題

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、子育て家庭、とりわけ母親の孤立化が進み、子育ての負担感や不安感が増大し、一部には育児不安やストレスによる児童虐待事件が発生しています。

こうした中、子育て家庭が気軽に子育てに関する情報提供や相談、助言を受けられるようにするため、行政や学校をはじめ、民生委員・児童委員等の関係機関、NPO や各種民間団体、子育て支援の関係者がネットワークを構築できるよう検討を進める必要があります。

また、育児サークル等、民間の自主的な活動が継続できるよう、県政広報媒体やホームページ等を活用しながら、県民のニーズに応じた子育てに関する必要な情報等の提供を行い、相互の連携強化、活動内容の充実を図る必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

地域ぐるみで子育て家庭を支えていくことができるよう、市町村と連携し、住民と行政のつな

ぎ役である民生委員・児童委員同士のネットワーク形成を図るとともに、地域で子育てを支援している母子保健推進員等を通じてネットワークを広げます。

また、NPO や育児サークル等の民間の自主サークル、子育て支援ボランティアとの情報交換を行う仕組みづくりに努めます。

さらに、子育て支援サービスに係る市町村や NPO の先進的な取組事例などを県の広報媒体を活用して情報提供を行い、相互の連携強化と活動内容の充実を図るよう努めます。

(4) 児童の健全育成

ア 放課後児童健全育成の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

放課後児童クラブの設置を促進します。

現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加等に伴い、昼間保護者のいない小学校就学児童にとって、安全・安心な居場所である放課後児童クラブに対するニーズは高まっております。

このため、待機児童の問題や在籍児童の増加に伴うクラブの大規模化といった課題解決に向けた取り組みが必要である他、開設時間の延長等多様化するニーズへの対応が求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

対象児童や保護者のニーズに応じた放課後児童クラブの設置を進め、待機児童や大規模児童クラブの解消に努めます。

学校の余裕教室や児童館等を活用した放課後児童クラブは、利便性や安全性の観点から望ましいため、これら公的施設の活用を市町村や教育委員会と連携して促進します。

「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」の周知徹底を図り、ガイドラインに基づいた環境整備を促し、子どもたちにとって適切な居場所づくりを進めます。

放課後児童指導員等を対象とした研修会を実施し、職員の資質向上を図ります。

児童館・児童センターの整備を促進し、その中に放課後児童クラブ室を設けます。

県の関連事業名

児童健全育成補助事業費(細事業：放課後児童健全育成事業(補助金))、児童福祉施設等整備事業費(補助事業)

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
放課後児童クラブ	設置箇所数	か所	194	236	青少年・児童家庭課
放課後児童クラブの児童数	人数	人	8,740	10,620	青少年・児童家庭課
児童厚生施設の整備	設置箇所数	か所	65	73	青少年・児童家庭課

イ 経済的支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう子ども手当の支給を促進します。

現状と課題

世論調査等において、子育てに相当の費用がかかることが子育ての負担感を高める要因の一つとして挙げられており、子育ての環境整備のための施策として、子育てに係る経済的負担の軽減

のための施策が必要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

子育ての負担感の緩和と安心して子育てができるような環境整備を進めるという観点から、「子ども手当」の支給を促進し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に努めます。

県の関連事業名

児童手当費

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 周産期保健医療体制の整備

ア 周産期保健対策の強化

(担当課：国保・健康増進課)

妊産婦への保健指導の充実を図ります。

現状と課題

【現状】

本県は、低体重児出生率が高く、全国的にも上位に位置しています。

母子健康手帳の交付を受ける時期は、妊娠出産に関心の高い時期であり、交付時の保健指導はその後の保健指導や妊婦健診の受診への動機につながり、低体重児出生の予防に効果があるといわれています。

- ・妊娠 11 週未満の母子手帳交付率（平成 20 年度） 75.5%
- ・母子保健手帳交付時の保健指導（平成 20 年度） 34 市町村
- ・母親学級の開催（平成 20 年度） 17 市町村

【課題】

妊娠中の喫煙や飲酒は低体重児出生に大きく関与しており、妊婦の禁煙・飲酒の問題等の指導を強化する必要があります。

さらに、ハイリスク妊婦への支援として、若年妊婦、産後うつへの支援や関係機関との連携が重要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

すべての赤ちゃんが元気に生まれ育つためには、市町村における妊産婦支援の強化が重要で、多くの妊婦に出会える母子健康手帳交付時の保健師等による保健指導の実施や、若年妊婦や、妊婦受診券を活用したハイリスク妊婦への支援の強化を推進します。

【具体的支援策】

妊娠中の望ましい生活指導のため、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の強化、妊娠母親学級や両親学級を開催し禁煙教育、食育等を組み込むことを支援します。

ハイリスク妊産婦への支援体制を強化するため、研修会の開催や支援マニュアル作成、活用を図ります。

県の関連事業名

安心安全な妊娠出産支援体制整備事業、未熟児等養育医療、周産期保健医療協議会及び関係者研修会、妊婦健康診査支援基金事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
妊産婦への禁煙教育の実施(市町村母親学級)	実施市町村数	市町村	12	19	国保・健康増進課
親子(母子)健康手帳交付時の保健指導実施数	実施市町村数	市町村	32	41	国保・健康増進課
11週未満の親子(母子)健康手帳に交付	交付率	%	75.5	80.0	国保・健康増進課

イ 周産期医療体制の整備

(担当課：国保・健康増進課、病院事業局県立病院課)

安心して子どもを生み育てるための環境づくりを推進します。

現状と課題

【現状】

県では、平成8年より周産期保健医療協議会を設置し、妊娠、出産から新生児にいたる高度で専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備・充実と安心して子どもを生み育てるための環境づくりを推進しています。

総合周産期母子医療センター2か所（県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター）、地域周産期母子医療センターを2か所（那覇市立病院、沖縄赤十字病院）を指定し、県内におけるハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対応する周産期医療体制の充実強化を図っています。

【課題】

現在、地域周産期母子医療センターは那覇・南部圏域に集中しているので、他医療圏の周産期医療のバックアップが必要です。

また、未整備の4か所については、地域周産期母子医療センターとしての認定基準を満たすための産科医及びその他医療スタッフの確保、施設整備等が課題になっています。特に北部地域における産科医師の安定的な確保が課題となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

総合周産期母子医療センターとして、引き続き、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターにおいて、県内のハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対する医療を提供していきます。

地域周産期母子医療センターとして、北部、中部、宮古、八重山医療圏での整備を推進します。

【具体的支援策】

周産期保健医療協議会を開催し、以下の充実を図ります。

沖縄県周産期保健医療計画を策定します。

周産期医療関係者の連携体制の強化、周産期医療情報ネットワークを整備します。

周産期医療関係者への研修会を開催します。

県の関連事業名

周産期保健医療協議会及び関係者研修会

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
総合周産期母子医療センターの設置	指定箇所数	か所	2(達成)	2	国保・健康増進課
地域周産期母子医療センターの設置	指定箇所数	か所	2	6	国保・健康増進課

(2) 乳児・幼児の健康の保持増進

ア 乳幼児健診の充実・強化

(担当課：国保・健康増進課)

すべての子どもの健やかな育ちを支援します。

現状と課題

【現状】

- ・すべての乳児、1歳6か月児、3歳児について身体発育、精神発達等の面から医師、歯科医師等による健康診査を各市町村で行っています。
- ・沖縄県は全国と比較して受診率が低く、未受診者への対応が課題です。
- ・近年、育児不安を抱える親等の増加、児童虐待が社会的な問題となっています。

【課題】

- ・乳幼児健康診査の受診率の向上が課題となっています。
- ・乳幼児健康診査は、支援を必要とする親子との出会いの場であり、子育てに関する相談の重要な機会であり、健診後の支援体制等の充実が課題となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

乳幼児健診を、疾病の早期発見だけではなく、保護者の相談や交流等、育児支援の場として活用します。

また、子育ての力をつけるための動機付けや好ましい子どもの生活習慣等の学習の場とし位置づけ健診の充実を図ります。

【具体的な支援策】

乳幼児健診の有所見者の確実な把握を推進します。

乳幼児健診の場を育児支援に活用することを推進します。

乳幼児健診未受診者対策の強化を推進します。

乳幼児健診後の支援体制の充実を図ります。

県の関連事業名

妊婦乳児健康診査事業、母子保健普及啓発事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
乳児健診受診率の向上	受診率	%	88.5	93.0	国保・健康増進課
1歳6か月児健診受診率の向上	受診率	%	86.6	91.1	国保・健康増進課
3歳児健診受診率の向上	受診率	%	79.8	83.0	国保・健康増進課
乳幼児健診への心理士の配置(1歳6か月児)	配置市町村	市町村	24	41	国保・健康増進課
乳幼児健診への心理士の配置(3歳児)	配置市町村	市町村	21	41	国保・健康増進課

イ 予防可能な子どもの疾病・事故防止対策

(担当課：国保・健康増進課、医務課)

予防可能な子どもの疾病の減少、事故防止を図ります。

現状と課題

【現状】

乳児期の死亡の1位は周産期に発生した病態、2位は先天奇形、変形及び染色体異常によるものです。

早期新生児(生後3~5日)の血液検査(マススクリーニング)を実施することにより、心身障害の原因となるフェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症の早期発見・早期治療に寄与してきました。

平成19年度には、母子保健強化推進特別事業において「乳幼児事故防止対策事業」の報告書を作成しました。また、各市町村へポスター、リーフレットを配布し、事故予防の普及・啓発に

努めました。

【課題】

乳児のSIDSによる死亡について、平成18年は5名、平成19年は2人、平成20年度は3人が死亡しています。SIDSは、原因や対策がまだ明らかになっていませんが、あおむけ寝母乳育児の推進 両親や身近な人の禁煙対策を強化することで発症率を低くできると言われており、普及啓発を図ることが重要です。

また、子供の事故防止については、パンフレット配布、ポスターによる啓発、チャイルドシートの着用の普及等が課題となります。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

先天性代謝異常等のマススクリーニングを今後も実施し、医療機関や委託期間との会議等により、再検査や精密検査者への指導を強化します。

子どもの事故防止対策としては、市町村の乳幼児健診の場などを活用して、事故やSIDS防止のためのパンフレットの配布や母子保健推進員によるミニチュアハウス等を用いた具体的な指導等が効果的であり、マスメディアの活用、講演会等を推進していきます。

【具体的支援策】

先天性代謝異常検査の実施及び精密検査児の経過観察体制を強化します。

子どもの事故防止対策を推進するため、家庭内での事故防止対策の普及を図ります。

母乳育児の推進

予防接種率の向上

県の関連事業名

先天性代謝異常等検査事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
麻疹の予防接種率の向上(1歳児)	接種率	%	90.9	96.7	医務課
乳児のSIDSによる死亡	人数	人	3	0	国保・健康増進課

ウ 歯科保健対策の推進

(担当課：国保・健康増進課)

おくちの健康 3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス
(チャージングューおきなわ9か条)

現状と課題

本県の幼児のむし歯の有病状況は改善していますが、全国に比較すると、3歳児むし歯有病率が平成13年度から平成17年度まで5年連続全国最下位であり、平成18年度には46位になったものの、平成19年度には再び最下位となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

フッ化物応用はむし歯予防効果が最も高い方法です。むし歯予防は乳幼児期からの取り組みが重要であり、従来からの「歯みがき」や「甘味の摂取制限」に加え、市町村乳幼児健康診査等でのフッ化物塗布の実施や、保育所等集団でのフッ化物洗口等、フッ化物応用を取り入れた対策をさらに促進します。

県においては、フッ化物応用によるむし歯予防の有効性や安全性等について積極的な情報提供を行うとともに、歯科医師会等と連携しながら、円滑な実施が図れるよう技術的支援をしていきます。

【具体的支援策】

保育所や幼稚園等に対して講演や歯みがき指導、フッ化物応用実施などむし歯予防に関する支援を行います。

歯みがき習慣、食育等生活習慣改善に向けた健康教育の実施や、むし歯のない子の表彰等の普及啓発を行います。

フッ化物応用の有効性と安全性について正しい情報の提供を行います。

県の関連事業名

歯科保健推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
市町村歯科保健事業実施	実施市町村数	市町村	41	41	国保・健康増進課
3歳児のう蝕有病率	率	%	39.0	25.0	国保・健康増進課
フッ化物応用の実施市町村数 (1歳6か月児)	実施市町村数	市町村	32	37	国保・健康増進課
フッ素塗布の状況(3歳児)	フッ素塗布の経験のある者の割合	%	65.0	80.0	国保・健康増進課

エ 乳幼児医療費助成制度

(担当課：国保・健康増進課)

乳幼児の健康の保持増進を図ります。

現状と課題

【現状】

乳幼児医療費助成事業は、乳幼児の病気の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持増進を図る目的で実施しています。平成 19 年度には、対象年齢を入院は「4 歳児まで」から「就学前まで」に、通院は「2 歳児まで」から「3 歳児まで」に拡大し、所得制限の導入や一部負担金の見直しも併せて行いました。

【課題】

乳幼児の健康管理に関する知識の普及啓発

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

市町村が行う乳幼児医療費助成事業について、対象経費の 2 分の 1 を限度に補助金を交付しています。

また、乳幼児の健康の保持増進を図るには、予防事業との連携も重要です。

【具体的支援策】

乳幼児医療費助成事業費の目的に沿った適切な利用を促します。

県の関連事業名

乳幼児医療費助成事業費

オ 母乳育児の推進

(担当課：国保・健康増進課)

母乳育児の推進を図ります。

現状と課題

【現状】

本県における平成20年の0か月の乳児の母乳栄養の割合は56.6%に対し、3か月児は46.0%で3か月児以降は減少しています。

今後の取り組み・具体的な支援策

母乳は栄養学的にも、免疫学的にも乳児にとって優れた食品であり、母乳による育児は母子の絆の形成に大きな意味を有しています。授乳行為そのものが育児のひとつであるという観点から母乳育児の重要性が叫ばれています。

【今後の取り組み】

本県の母子保健計画である「健やか親子おきなわ2010」の取り組みの指標として、「母乳育児の割合(3か月児)」があげられており、今後も推進していきます。

【具体的支援策】

市町村の新生児訪問指導、母親学級等において、助産師と連携を図りつつ、母乳についての保健指導を実施する等母乳育児を推進します。

県の関連事業名

健やか親子21 沖縄計画推進事業

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
母乳栄養の割合(3か月児)	割合	%	46.0	51.8	国保・健康増進課

(3) 「食育」の推進

ア 乳幼児期の食育の推進(担当課:国保・健康増進課)

子どもの好ましい食習慣の獲得を図ります。

現状と課題

朝食欠食等の食習慣の乱れや心と体の健康問題等子どもの食をめぐっては、発育、発達に大変重要な問題となっております。

生涯にわたり健康的な生活を維持していくためには、乳幼児期からのバランスのとれた食生活習慣を築いていくことが大切ですが、肥満の増加のほか、乳児貧血は後期で19.8%、3才児のファーストフードの利用率が35.8%、おやつを決めているのが66.7%という状況です。

乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食生活の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図ることの重要性が増しております。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全育成を図るため、保育所や教育関係機関と連携し、発育・発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供等の取り組みができるように推進していきます。

また、低出生体重児の増加を踏まえ、妊産婦等を対象とした食の学習を強化します。

【具体的支援策】

食育関係者への研修会を開催します。

母子栄養、妊産婦・乳幼児の健康づくりのための実習を中心とした母子栄養管理事業（離乳食や肥満等小児期からの成人病予防のための料理実習、遊びを通じた運動実習）の充実を図ります。

市町村におけるふれあい食体験事業（乳幼児期から健康な食習慣の定着を図るとともに、豊かな人間関係づくり）の実施を推進します。

県の関連事業名

食育推進事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ふれ合い食体験事業(食育の推進)	実施市町村数	市町村	37	41	国保・健康増進課
栄養士が配置されている市町村数	実施市町村数	市町村	31	41	国保・健康増進課

イ 学童期及び思春期の食育の推進

(担当課：教育庁保健体育課)

学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。

現状と課題

【現状】

学校では、給食の時間を中心に、特別活動や家庭科等の関連教科における食に関する指導など、学校教育活動全体を通して食育を推進し、自己管理ができる児童生徒の育成に努めております。

また、保護者を対象にした食育講話や親子料理教室等の実施、食育だよりの配布など、食育の普及啓発を行っております。

【課題】

- ・学校における食育推進体制を確立する必要があります。
- ・全小・中学校における「食に関する年間指導計画」の作成が必要であります。(H20 年度県全体作成率 59%)
- ・幼・小・中・高が連携した食育を推進する必要があります。
- ・学校における食育推進の中核となる「栄養教諭」の配置拡大が必要であります。

今後の取り組み・具体的な支援策

- ・食に関する指導推進委員会において、児童生徒の食に関する指導に必要な事項について検討しております。(幼稚園・高等学校における食育実践事例集を作成予定)
- ・県作成の「食育指導の手引」、「食育実践事例集」、家庭啓発用「早寝早起き朝ごはんリーフレット」等を普及啓発しております。
- ・食育推進研究校及び地域を指定し、学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校・家庭・地域が連携した食育の在り方等について調査研究を行っております。
- ・「栄養教諭配置における検証委員会」における検証結果や全国の動向等を踏まえながら、任用計画の策定に取り組み、栄養教諭の配置拡大に努めてまいります。

県の関連事業名

学校給食研修事業費、学校給食事業費

(4) 思春期保健対策の充実

ア 性・エイズ教育の推進

(担当課：国保・健康増進課、教育庁保健体育課)

青少年の性・エイズ教育を推進します。

現状と課題

本県の10代の人口妊娠中絶実施率は5.9%で全国平均の7.6%と比べ低い割合ですが、若年妊娠率は全国平均の1.4%に比べ、本県は2.4%であり、全国平均の約2倍と高い状況にあります(平成20年度データ)。

児童生徒の体格が向上するとともに性的な成熟が早まっている一方、性に関する情報や産業が氾濫するとともに、HIV感染症及びエイズ患者数も若い世代を中心に年々増加し、思春期の健全育成という観点からも、性感染症対策などの対策が大きな課題となっています。

このような状況の中、児童生徒の性の逸脱行動などが問題となっており、学校における性教育の重要性が指摘されていることから、保健担当教員等を対象に研修を行い、性・エイズ教育の一層の充実と授業の工夫を図ることが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

市町村における思春期体験学習などを推進します。

保健所における生涯を通じた女性の健康支援の充実を図ります。

思春期保健に関する関係者の連携を強化します。

「健やか親子おきなわ2010」の専門部会(思春期班)の中で、主体ごとの取組を推進します。各学校において、児童生徒の発達段階に応じて、体育、保健体育や家庭科等の関連教科、学級活動、道徳、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて、性に関する指導の充実を図っていきます。

教職員を対象とした研修会「県立保健主事研修会」「地区別性・エイズ教育研修会」等を開催し指導者の資質向上に努めていきます。

県の関連事業名

生涯を通じた女性の健康支援事業、健やか親子21沖縄計画推進事業、学校保健・性(エイズ)・薬物対策事業、高校生エイズフォーラム

イ 喫煙・飲酒問題対策

(担当課：国保・健康増進課、教育庁保健体育課)

青少年の喫煙・飲酒問題に家庭・地域・学校教育活動等を通じて取り組みます。

現状と課題

本県では、全体の喫煙率は減少しているものの、喫煙の影響がより大きい未成年や妊婦の喫煙率は横ばい状態であり、喫煙の及ぼす影響についての周知等、更なる取り組みが必要です。

児童生徒の飲酒・喫煙は、ゲートウェイドラッグ(薬物乱用の入口)といわれており、学校においては、保健並びに関連する教科や道徳、総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通して防止教育が実施されています。

児童生徒の無煙環境整備の推進を図るため、平成19年度より「学校敷地内全面禁煙」を実施しているものの、まだまだ不十分な状況です。

また、児童生徒の保護者や外来者等への「学校敷地内全面禁煙」の周知や喫煙職員等に対する禁煙支援が十分でないという課題があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

世界禁煙デーや禁煙週間等にあわせ、タバコ対策に関する普及啓発を推進します。

学校敷地内全面禁煙を推進します。

健康増進法第 25 条に基づき多数の人が利用する公共施設での受動喫煙防止対策を推進します。

「健やか親子おきなわ 2010」の専門部会（思春期班）の中で、主体ごとの取り組みを推進します。

教職員を対象とした「地区別薬物乱用防止教育研修会」を開催し、小、中、高等学校の保健体育教諭、学級担任、保健主事、養護教諭等を対象に研修会を行い、指導者の資質向上を図ります。

専門機関等と連携した「薬物乱用防止教室」の推進を図ります。

県の関連事業名

健やか親子 21 沖縄計画推進事業、健康増進計画推進事業費、県民健康づくり推進事業費、・薬物乱用防止教室推進事業

ウ 薬物乱用問題対策

（担当課：薬務衛生課）

地域における薬物乱用防止教室の開催により、啓発活動を行います。

現状と課題

沖縄県においても、薬物事犯の検挙者数は近年増加傾向にあり、高校生の大麻所持や外国語指導手による合成麻薬の輸入により検挙者が出るなど、青少年への薬物汚染の拡大が懸念されます。

青少年への啓発活動を地域単位で推進するため、薬物乱用防止教室開催などの啓発活動事業について、平成 17 年度から沖縄県薬物乱用防止協会へ委託しており、保健所が設置されている 6 地区ごとに支部を置いて、地域単位での啓発活動を行っているところです。

しかし、中学校、高校などの学校側から依頼が無ければ薬物乱用防止教室の開催ができないこと、講師として活動できる指導員数が少ないことなどから、薬物乱用防止教室等の開催回数が少なく、今後、学校や地域での啓発活動を充実させていくことが課題として挙げられます。

今後の取り組み・具体的な支援策

薬物乱用防止教室開催等の啓発活動を、地域の自治会単位で行うことで、大人にも薬物問題に対する意識高揚を図り、地域ぐるみで薬物乱用防止に取り組む体制の構築に努めます。

また、指導員の資質向上を目指し、研修会等を開催します。

県の関連事業名

薬物乱用防止特別啓発事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
薬物乱用防止特別啓発事業費	薬物乱用防止教室への講師派遣	回	50	70	薬務衛生課

(5) 小児医療の充実

ア かかりつけ医の推進

（担当課：医務課）

地域の医療機関における医療機能の分化と連携の推進をとおして、かかりつけ医の推進を図ります。

現状と課題

比較的病症の軽度な場合は、診療所等で受診し、そこで治療が完結しないような場合はさらに二次、三次の医療機関へと紹介し、症状が落ち着いた場合には、もとのかかりつけ医等に逆紹介するというように、子どもがそれぞれの疾病に応じた最適な医療サービスが受けられるよう、地域医療の機能分化及び連携を構築することが重要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、病床や医療検査機器の共同利用の実施を通じて、地域の「かかりつけ医」を支援する機能等を担う地域医療の拠点となる病院です。地域医療支援病院などの専門的な治療を行う病院と、かかりつけ医療機関の役割を明確にし、両者が有機的に連携していくことによって、地域住民に対して質の高い医療サービスを効率的かつ継続的に提供していく体制を構築します。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
地域医療支援病院数	施設数	施設	6	8	医務課

イ 小児救急体制の整備

(担当課：医務課)

地域で創る小児救急医療体制

現状と課題

本県における小児救急医療体制については、各救急医療圏にある救急告示病院を中心に患者受け入れを行っていますが、特定の病院に患者が集中することや急を要さない軽症な小児救急患者の受診が医師や看護師などの医療スタッフの過重労働を引き起こしている要因の一つとなっております。

このため、医療スタッフの過重労働を軽減することや小児救急患者の保護者等に対する適正な小児救急医療機関の受診についての啓発を図ることにより、小児救急患者が容態に応じていつ何時でも受診ができる環境を整備することが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

小児救急患者が容態に応じていつ何時でも受診ができる環境を整備するために、市町村や医師会などの関係機関と連携し、病院と地域の診療所が協同する形の地域単位による小児救急医療を提供する体制を整備します。

また、小児普及啓発事業や小児救急電話相談事業により保護者等に対する適正な小児救急医療機関の受診について理解を深めることで、小児救急医療体制を整備します。

県の関連事業名

小児救急医療支援事業、小児救急医療啓発事業、小児救急電話相談事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
複数病院・協同利用型(民間開業医等の協力)での小児救急医療輪番制への参画	参画圏域数	圏域	1	5	医務課
救急告示病院における時間外・休日の軽症小児救急患者の減少	軽症小児救急患者数	人			医務課
小児救急電話相談事業による軽症小児救急患者の適正な受療	相談件数	件			医務課

(6) 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進

(担当課：国保・健康増進課)

すべての子どもの健やかな育ちを支援します。

現状と課題

小児慢性特定疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、本事業を実施することにより、治療法に関する研究に資することを目的としています。

小児慢性特定疾患治療研究事業は、平成 17 年度から法定化され、制度の改善、重点化が図られました。制度改正後は、給付件数は増えており、平成 19 年度の小児慢性特定疾患受給者は 1,932 人になります。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

長期療養児の日常生活における健康の保持推進及び福祉の向上を図ることを目的とした療養指導事業、市町村が実施主体である日常生活用具給付事業の推進を図ります。

【具体的な支援策】

保健所における相談の充実を図ります。

長期療養児の相談、各種教室等を実施します。

小児慢性特定疾患対策協議会を開催し、事業評価等を行います。

小児慢性特定疾患児日常用具給付事業の実施を推進します。

県の関連事業名

小児慢性特定疾患等対策費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
小児慢性特定疾患日常用具給付事業実施	実施市町村数	市町村	5	20	国保・健康増進課

(7) 不妊治療対策の充実

(担当課：国保・健康増進課)

不妊で悩む夫婦を支援します。

現状と課題

不妊治療のうち、体外受精や顕微授精等の特定不妊治療は保険が適応されていないことから、その経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施します。

また、不妊治療に関する情報の提供と相談を受ける不妊専門相談センター事業を実施します。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

不妊で悩む夫婦への相談体制の充実と特定不妊治療費助成事業への取り組みを周知します。

【具体的支援策】

特定不妊治療費助成事業を実施します。

不妊専門相談センター事業の充実を図ります。

不妊専門相談員などに対する研修会を実施します。

不妊相談検討会を開催します。

県の関連事業名

特定不妊治療費助成事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
不妊専門相談センター事業の充実	相談件数	件	248	300	国保・健康増進課

(8) 地域・関係機関の連携

(担当課：国保・健康増進課)

地域と母子保健推進員の連携を支援します。

現状と課題

母子保健推進員は全市町村に設置され、ボランティアとして乳幼児健診や家庭訪問による母子保健事業の紹介や受診勧奨等の活動をしており、平成 16 年度に市町村全体にまとめる県協議会が結成されました。

また、母子保健推進員の地区支部協議会が宮古・八重山・中部・南部・中央保健所管内で発足し、地域の母子保健事業の充実につながっています。また、母子保健推進員の育成の強化を図るため、県は研修、表彰等を行っています。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取組】

母子保健は、健康づくりの基本であり、すべての親と子が健やかでたくましく成長するためには、保健・医療・福祉をはじめとする関係機関の連携した施策を展開する必要があります。

【具体的支援策】

地域活動事業（市町村母子保健推進員活動）の強化を図ります。

母子保健推進員連絡協議会の育成を図ります。

県母子保健推進協議会と共催し、研修会を開催します。

県の関連事業名

母子保健普及啓発事業

(9) 離島で暮らす妊婦が安全・安心して出産できる体制の整備

(担当課：国保・健康増進課)

離島で暮らす妊婦が安全・安心して出産できる体制を整備します。

現状と課題

【現状】

妊婦、胎児の健康管理を図るため、妊娠から出産までの間、14 回程度の健診が必要とされてい

ます。離島町村においては、島で健診ができる体制が脆弱であることから、必要な健診を受けるためには、飛行機、船などを利用して島を離れなければいけない状況にあります。また、分娩のためには、宮古、石垣、沖縄本島への移動が必要となり、妊婦の負担が大きい状況です。

【課題】

離島でも、妊婦健診が受けられる体制の整備が求められます。

今後の取り組み・具体的な支援策

地域医療再生計画を活用した離島町村の妊婦健診体制の整備

- ・診療所の機器整備
- ・IT を活用した妊婦健診体制の充実
- ・離島町村における妊産婦の健康管理体制の充実（保健指導・医療機関との連携等）

県の関連事業名

妊婦乳児健康診査事業費、妊婦健康診査支援基金事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
健診未受診者ゼロ (母子健康手帳の分娩後交付割合)	割合	%	1.0	0.0	国保・健康増進課
早期妊娠届出(11週未満)	割合	%	75.5	80.0	国保・健康増進課

3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

ア 子育ての楽しさと意義の育成

(担当課：教育庁県立学校教育課、教育庁義務教育課)

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの大切さを教育することを児童生徒の発達段階に応じて推進します。

現状と課題

学校における家庭科教育では、児童生徒の発達段階に応じて家庭の在り方や家族の人間関係、子育てについて学習し、生活における自立とともに、他の人と連携し共に生きるための技術を習得することをねらいとしています。幼稚園や小学校では、行事や学習等学校生活を通して、親や祖父母などの家族の愛情に気付き、自分が家族から暖かく見守られ、大切にされていることを実感するなどベースにし、人に対する優しさや、家族を思う気持ちの育成を図っています。中学、高校においては、保育所、幼稚園等の訪問や幼児触れ合い体験等の実践的・体験的な活動を通して、乳幼児理解を深め、子どもを生み育てることの大切さを学んでいます。次世代の育成については、家庭科教育等の教科学習のみでなく、学校教育活動全体の視点で捉え、社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことが必要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

学校教育全体を通して、家族の在り方、家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義等についての学習に取り組みます。

学校行事等を通して、家族の愛情に気付かせたり、家族を大切に思う気持ちを育てたりできるような行事の取組の工夫を図ります。

児童生徒の発達段階に応じた教育環境づくりに取り組みます。

児童生徒が幼稚園・保育所等へ訪問することを推進します。

いろいろな機会を通して、実際に乳幼児との触れ合いや交流、親世代との交流などの実践的・体験的な学習活動ができるような取り組みを推進します。

イ 次代の親育てを意識した活動支援

(担当課：教育庁生涯学習振興課)

家庭教育支援関連事業や人権教育促進事業をとおして、次代の親を育成します。

現状と課題

近年の核家族化や人間的つながりの希薄化等により、子育ての負担感や、教育の仕方がわからないといった家庭教育に関する悩みが増えています。また、いじめ問題や家庭内における児童虐待の問題、深夜はいかいや薬物乱用等、青少年にかかる事件の増加や少年犯罪の低年齢化は、深刻な状況にあります。

子育ては未来の本県を支える人材を育てる営みとの認識のもと、家庭の教育機能が発揮できるように家庭教育を支援する事業や人権教育に関する事業等を実施してきました。

地域においても各機関や団体等が子育てや家庭教育に関する講座や学習会等を実施していますが、参加しない親や参加できない親が多数おり、その支援のあり方が課題としてあげられます。

今後の取り組み・具体的な支援策

子育ては未来の沖縄を支える人材を育てる重要な営みであるとの認識のもと、社会全体で家庭

の教育機能を支援し、次代の親育てを意識した家庭教育支援に関する事業や人権教育に関する事業を引き続き実施していきます。

地域で家庭教育を支援する関係者等に対して、専門的な知識や技能を修得するため「家庭教育カウンセリング研修会」や「家庭教育支援講演会」、「人権教育指導者研修会」を実施し、家庭教育や子育て、人権に関するアドバイスができる人材の育成を図ります。

また、子育てや家庭教育に悩む親等を対象に「親子電話相談」を引き続き実施するとともに、相談員の資質の向上にも努めます。

県の関連事業名

家庭教育支援充実事業、家庭教育カウンセリング研修事業、人権教育促進事業、親子電話相談事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
家庭教育カウンセリング研修会	受講市町村数	市町村	16	26	教育庁生涯学習振興課
人権教育指導者研修会	受講団体数	か所	143	160	教育庁生涯学習振興課
家庭教育支援講演会	参加人数	人	400	500	教育庁生涯学習振興課
親子電話相談	相談件数	件数	2,800	2,800	教育庁生涯学習振興課

ウ 青少年の交流推進

(担当課：青少年・児童家庭課)

次代を担う心豊かな青少年を育成するため、交流体験事業を継続して実施します。

現状と課題

次代を担う青少年に対し、自主性及び協調性を養い、併せて生きる力を育てることによって、青少年の基本的な人格の形成と自立の確率を促すことが必要とされております。

このような必要性を踏まえ、心身ともに健やかな青少年を育成するためには、県外や県内の青少年との交流や体験事業のできる機会を多く提供することが必要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

交流体験活動を通して、次代を担う心豊かな青少年を育成するために、

県外における活動「沖縄県青少年フレンドシップイン九州」(九州の青少年との交流体験活動)

「他県少年の船受け入れ」(熊本県、大分県等の受け入れ)

等これまで実施してきた事業の内容をさらに充実発展させていきます。

県の関連事業名

青少年交流体験事業費

エ 若年期における職業観の形成促進等就職支援の充実

(担当課：雇用労政課)

沖縄県キャリアセンターを中心とした若年者就職支援の促進

現状と課題

本県においては、学生の就職内定状況が全国と比較して低く、若年者の失業率は高いという厳しい状況が続いています。

このような状況が継続した場合、若年期における職業能力の蓄積が十分になされず、将来的に

は本人の人生設計に大きな影響を与えることになりかねません。

この原因としては、県内における求人数の絶対的不足があげられます。また、それ以上に若年者の高い離職率にみられる就職意識の希薄さや、根強い県内志向・公務員志向が若年者の失業率を高める一因となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

若年期に無業者又はフリーターとして過ごすことは、本来、スキルの形成に重要な期間を無為に過ごすことにつながり、この状態が長期化するとスキル不足などを理由に年を取るにつれ安定的に就職先を探すことが難しくなるのが現状です。

このため、在学中に意識啓発等の支援を行うことにより、可能な限り学卒直後の無業者やフリーターを生まない戦略を取るとともに、若年期の職業観の醸成には各家庭におけるサポートも重要であることから、保護者向けの意識啓発を促進します。

また、本県の若年者雇用状況の改善のためには、関係機関との連携による産業振興を通じた県内での雇用の確保とともに県外就職の促進が不可欠であるため、県外就職に向けた意識啓発を図ります。

【具体的支援策】

在学中における就職意識啓発を充実させるため沖縄県キャリアセンターを中心に下記の支援を行います。

専門のカウンセラーによるキャリアカウンセリング（個別就職相談）を実施します。

学校など教育現場へ直接出向きカウンセリング・セミナーを実施するなどキャリア教育の強化を図ります。

保護者向けの就職関連セミナーを実施します。

県外インターンシップを促進します。

県の関連事業名

若年者総合雇用支援事業、はばたくウチナアンチュ応援プログラム、インターンシップ拡大強化事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
沖縄県キャリアセンターの利用促進	利用者数	人	35,000	40,000	雇用労政課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 豊かな心を培う教育の推進

(担当課：教育庁県立学校教育課、教育庁義務教育課)

豊かな人間性の育成を目指し、心の教育の充実に努めます。

現状と課題

少子化や核家族化、都市化の進展に伴い、子どもの生活習慣・対人関係、自己規律や共同の精神を育む役割を担ってきた家庭や地域社会の教育力の低下などが原因・背景となって、不登校やいじめ、暴力行為、薬物乱用、性に関する非行等の解決すべき課題も多くなっています。

また、子どもたちには「生きる力」を育むことを目指し、一人一人が人間として調和のとれた成長を遂げることができる環境を整備し、「生きる力」の礎ともいべき、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間

性の育成を目指し、心の教育の充実に努める必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

道徳教育と特別活動の関連を重視し、豊かな体験を充実させることで、内面に根ざした道徳性の育成に努めます。

生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育を組織的・計画的に行い、生命の尊重と自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う共生の心や他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成を図ります。

教育相談活動の活性化を図るとともに、スクールカウンセラーや巡回教育相談員、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関との連携を図りながら課題解決に向けた指導体制の充実を推進します。

人権教育及び啓発運動を推進し、学校における「人権を考える日」の設定や「人権委員会」の設置促進に努めます。

県の関連事業名

スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、道徳教育実践研究事業（文科省指定）5校、人権教育研究指定（文科省指定）2校、平和教育（沖縄県指定）2校

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
スクールカウンセラー等活用事業	設置箇所数	校	85	137	教育庁義務教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	設置箇所数	人	5	30	教育庁義務教育課
スクールカウンセラー配置事業 (県立)	配置校数	校	38	全校	教育庁県立学校教育課

イ 確かな学力を身に付ける教育の推進

（担当課：教育庁県立学校教育課、教育庁義務教育課）

児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築

現状と課題

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要度を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれています。そのため、生涯にわたって学ぶことが求められており、「生きる力」を育むことを目標としている学校教育の役割は極めて大きいといえます。

小・中学校における全国学力・学習状況調査や高等学校における就職内定率及び進学率は全国平均を下回っており、本県児童生徒の学力の状況は好ましくなく、今後とも、教育改革に積極的に取り組みつつ、子どもたちの能力と個性が発揮できる環境整備を進める必要があります。

児童生徒に確かな学力を身に付けさせ学習意欲を高めるための「わかる授業」の構築と、その基盤としての「基本的な生活習慣」の確立が喫緊の課題であり、その改善を図るとともに、不登校対策、高等学校中途退学対策及び進路指導の改善に努める必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒一人一人に、変化の激しいこれからの社会で自立的に生きる上で必要な「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた人材の育成を図ります。

このため、児童生徒の実態や保護者等の願いを踏まえ、創意工夫を生かした教育活動の充実のため、各教科等において基礎的・基本的な知識・技能をしっかり習得させるとともに、観察・実

験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動の充実に努めます。

なお、具体的な支援策として、

小・中・高校が連携した創意工夫を生かした教育活動を展開します。「教育課程」の充実
確かな学力など、自己実現の喜びを実感できる個に応じた指導を展開します。「わかる授業」
の構築

規則正しい生活リズムの定着を推進します。「基本的な生活習慣」の確立

早期に就職希望先の決定ができるよう指導体制の確立を図ります。「キャリア教育」の充実
など、関係機関の連携のもと県民総ぐるみによる取り組みを推進します。

県の関連事業名

授業改善プロジェクト事業（中学校の国語、数学担当教諭を対象にした研修）（県単） 授業支援
プロジェクト事業（全国学力調査等から、課題として明らかになった単元や領域についての形成
確認問題の作成・活用）（県単） 沖縄県学力到達度調査（小4と中2の児童生徒を対象にした調
査）（県単）

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
就職活動促進事業	就職内定率	%	80.0	90.0	教育庁県立学校教育課

ウ たくましい心と体を育む教育の推進

（担当課：教育庁保健体育課）

子どもの健やかな成長を図るため、たくましい心と体を育む教育を推進します。

現状と課題

児童生徒の体力・運動能力は、平成16年度から横ばい状況となっており、全国平均に達して
いない状況にあります。体力の向上を図るためには、各学校における校内体力向上推進委員会等
の取り組みを活性化し、学校・家庭・地域社会が一体となった取り組みが必要であります。

また、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変
化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下により、心身の健康問題等が生じています。

今後の取り組み・具体的な支援策

学校体育・スポーツ及び健康教育においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全
についての理解と運動の合理的な実践を通して、自ら積極的に運動に親しむ資質や能力を育てま
す。同時に、健康を保持増進するための実践力を育成するとともに、体力の向上を図り、明るく
豊かで活力のある生活を営む態度を育成します。

心身の健康問題を解決するため、養護教諭を対象とした専門的知識及び実践的能力を養うため
の各種研修会を開催するなど、養護教諭の資質向上を図ります。

県の関連事業名

スポーツ振興事業費、全国高校総体準備・開催事業、健康教育研修事業費

エ 個性を大切に教育の推進

（担当課：教育庁県立学校教育課、教育庁義務教育課）

一人一人のニーズに応じた教育を推進します。

現状と課題

幼児児童生徒は教育を通じて、社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、個性を見だし、自分にふさわしい生き方を選択していきます。こうした一連の過程で試行錯誤を重ねながら様々な体験を積み重ね、自己実現を目指しており、それを的確に支援することが教育の最も重要な使命であるといえます。そのため、幼児児童生徒一人一人の個性や能力を重視し、個々のニーズを把握し、個に応じた学習方法や指導方法の工夫・改善を行い、その伸長を図ることを目指しています。また、「生きる力」を育む上では、一人一人の個性を生かした教育を行うことは極めて重要であり、そうした観点から、改訂された新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程の弾力化、指導方法の工夫・改善、多様な特色ある学校づくり等を一層推進していく必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

児童生徒の学習状況を的確に把握し、一人一人の良さや可能性を伸ばし、各教科等における基礎・基本の定着を図る教育を推進します。

職業教育においては、ものづくりを通して、生徒の興味・関心を高め、社会の変化や産業界の動向に対応したスペシャリストを養成します。

中高一貫教育においては、計画的・継続的な教育により、生徒の個性と創造性を伸長する教育を推進します。

特別支援教育においては、ノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化や多様化に伴い、一人一人のニーズを的確に把握し、必要な支援を行い可能な限り自立し、社会参加を図る教育を推進します。

へき地の学校については地域の特性や良さを生かした学習指導を充実させ、生徒の自己実現を支援します。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況	保有率	%	60.0	70.0	教育庁県立学校教育課

オ 魅力ある学校づくりの推進

(担当課：教育庁県立学校教育課、教育庁義務教育課)

学校や地域の特色を生かした開かれた魅力ある学校づくりを推進します。

現状と課題

学校教育においては、児童生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などが多様化しています。各学校はそれぞれの個性を最大限に伸ばさせるため、児童生徒のニーズを踏まえ、学習の選択幅をできる限り拡大して、多様な特色ある学校づくりを行うことを目指しています。魅力ある学校づくりのためには、中・長期的な視点に立って県立学校編成整備計画を推進するとともに、教育における学校・家庭・地域社会の役割分担と相互の連携や創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを目指します。また、教職員としての使命感や資質・力量・識見、豊かな人間性と実践的な指導力向上のための教職員研修、教育の基盤となる施設・設備の充実を図る必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

多様化している児童生徒の実態に応じてそれぞれの個性を最大限に伸ばさせるため、各学校が特色ある教育活動を行うことを推進します。

教育における学校・家庭・地域社会の役割分担と相互の連携、創意工夫を凝らした学校づくり、地域の特色に応じた教育を推進します。

教職員としての使命感、資質・力量・識見を高めるための教職員研修の実施、教育の基盤となる施設・設備の充実を図ります。

すべての学校で、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置など校内支援体制を整備するとともに、改訂された新学習指導要領の趣旨を踏まえ教育課程の弾力化、指導方法の工夫・改善、特色ある学校づくり等を一層推進します。

特別支援教育理解促進事業等により、幼・小中学校、高等学校、特別支援教育にかかる校内支援体制を整備・充実します。

特別支援学校、特別支援学校等においては就学指導の充実に努め、職業自立推進事業を推進します。また、特別支援学校等における医療的ケア体制整備事業を促進し、交流及び共同学習の推進に努めます。

県の関連事業名

文部科学省委嘱「発達障害者等支援・特別支援教育総合推進事業」(平成20年～24年)

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況	保有率	%	60.0	75.0	教育庁県立学校教育課

カ 幼児教育の充実

(担当課：教育庁義務教育課)

充実した幼児教育の促進を図ります。

現状と課題

幼児教育は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、地域社会の中で、家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促し、幼児が健やかに育つ環境の整備に努めることを基本的な考えとしております。

しかし、現状として、3・4歳児の就園率が極めて低い状況にあり、その時期にふさわしい発達を保証するためにも3歳からの入園できる公立幼稚園が求められています。

また、教育時間終了後の「預かり保育」は、地域の実態や保護者のニーズに応じた対応が求められており、今年度は41市町村中29市町村実施されていますが、さらに拡充する必要があります。

社会環境の変化及び、少子化、核家族化等により子育て支援が必要とされる近年、保護者と地域のニーズに応え、地域に開かれた幼稚園づくりが求められています。

幼稚園と保育所の連携では、教育内容、保育内容の相互理解を図り、発達や学びの連続性を視点においた取り組みが求められ、子育て支援の連携を図る必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

幼児教育の充実については、『沖縄県幼児教育振興アクションプログラム』により、3・4歳児就園や子育て支援、職員配置の改善等の教育環境の整備を促進するとともに、研修会等の開催をとおして、幼稚園関係者の意識の啓発に努めます。

預かり保育については、市町村の実情や保護者のニーズを見据えながら、それぞれの市町村にあった預かり保育の促進に努めます。

さらに、子育て支援では、保護者と地域のニーズに応え、地域の幼児教育センターとしての子育て及び「親と子の育ちの場」として役割や機能を発揮できるよう、地域に開かれた幼稚園づく

りを促進します。

また、幼稚園と小学校の連携、幼稚園と保育所の連携について、研修や交流による相互理解を図り、連携の促進に努めます。

市町村における『幼児教育施策プログラム』策定の促進を図ります。

【具体的支援策】

『沖縄県幼児教育振興アクションプログラム』に基づき、幼児教育の充実を図ります。

子育て支援については、研修等を実施し、その重要性を呼びかけていきます。

各種研修会等を実施し、教員の資質向上に努めます。

市町村における『幼児教育施策プログラム』の策定状況を調査し調査結果を生かし、関係機関へ促進を図ります。

県の関連事業名

沖縄県幼児教育振興アクションプログラム推進会議・説明会の開催

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
市町村における幼児教育施策プログラムの策定促進	市町村教委	市町村	10	20	教育庁県立学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

ア 健やかな青少年を育む地域活動・体験活動の拡充

(担当課：教育庁生涯学習振興課)

放課後子ども教室推進事業を通して健やかな青少年を育む地域活動・体験活動の充実を図ります。

現状と課題

子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)づくりが求められています。

このため、「放課後子ども教室推進事業」において、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進しています。

課題としては、活動場所の確保、コーディネーター等人材の育成・確保、地域ボランティアの確保、があげられます。

今後の取り組み・具体的な支援策

子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)をつくるため、地域の方々の参画を得て、小学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用した「放課後子ども教室推進事業」を実施し、実施市町村に補助金を交付します。

県においては推進委員会を設置するとともに指導者の研修会を実施します。

県の関連事業名

放課後子どもプラン、学校・家庭・地域の連携協力推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
放課後子ども教室推進事業	実施教室	教室数	200	230	教育庁生涯学習振興課

イ ユイマール精神でつなぐ学校・家庭・地域社会の連携

(担当課：福祉・援護課、教育庁生涯学習振興課)

地域ボランティアの力で学校・家庭・地域の連携を推進します。

現状と課題

地域福祉の担い手であるボランティアの裾野を広げ、その活動支援を図るため、県ボランティア・市民活動支援センターの運営を支援し、地域においてボランティア活動へ参加しやすくするための体制整備を図っているところです。

社会福祉への理解を深め、ボランティア活動の裾野を広げるため、沖縄県ボランティアセンターがボランティア協力校を指定し、学童・生徒の福祉活動体験学習の機会の提供をこれまで行ってきていますが、一部市町村においても同事業を実施していることから、平成21年度からは県の補助金を廃止したところです。

今後は、住民の多様なニーズに対応するため、ボランティア団体の活動促進やボランティアリーダー、ボランティアコーディネーター等の育成を推進する必要があります。

また、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、「学校・家庭・地域」の連携、子どもたちの健全育成に努める必要があります。そのためにも、「学校支援地域本部事業」等を通して学校を支援する地域コーディネーター、ボランティアの人材育成、組織体制づくりが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

ボランティア団体の育成、活動促進を図るためにボランティア数の増加に努めていきます。

ボランティアコーディネーターの配置が全市町村にて促進できるよう今後とも県ボランティアセンターを支援していきます。

「学校支援地域本部事業」の推進を図り、支援本部未設置市町村に対する設置に向けた支援を行います。設置済みの市町村、地域本部においては、円滑な実施のため、「学校支援地域本部事業」、コーディネーター、ボランティアの人材育成や組織体制づくりへの支援を行います。

県の関連事業名

地域福祉推進事業費(社会福祉活動促進費補助金) 学校支援地域本部事業(細事業：学校支援地域本部事業費(委託金))

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ボランティア活動振興促進事業	ボランティア数/人口	%	5.1	6.6	福祉・援護課
	ボランティアコーディネーターの配置	%	56.1	62.1	福祉・援護課

ウ 生き生きした活動を支える社会教育基盤の整備・充実

(担当課：教育庁生涯学習振興課)

社会教育指導者や公民館の支援、子どもの読書活動推進を通して青少年の生き生きした活動を支えます。

現状と課題

近年、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれ、いじめ問題や家庭内における児童虐待、地域における深夜はいかいや飲酒、喫煙、薬物に関する問題等、青少年を取りまく環境は厳しい状況にあ

ります。

青少年が安全・安心な環境のもと生き生きとした活動を行い豊かな心を育むために、地域のリーダー的存在である社会教育指導者の育成や公立公民館や自治公民館の活動を支援してきました。また、家庭・学校・地域における社会教育基盤の整備・充実として子どもの読書活動の推進を行ってきました。

課題としては、子どもの読書活動の推進においては、市町村の基本的な考え方や具体的な取り組み事項を示した「市町村子どもの読書推進計画」の策定促進があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

青少年に生きる喜びを与え夢や希望を持って活動するための社会教育基盤の整備・充実として、子どもの読書活動を県及び各市町村においても推進するため、各市町村子どもの読書活動推進計画の策定を支援します。

地域のリーダー育成については、沖縄県社会教育研究大会の開催や沖縄県公民館連絡協議会の活動支援を通して、家庭や地域の教育力向上を担う社会教育指導者の資質向上を図るとともに各機関や団体等が実施する社会教育指導者への研修事業等を積極的に支援します。

県の関連事業名

子どもの読書活動推進事業、社会教育研究大会

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
子どもの読書活動推進計画の策定	策定市町村数	市町村	9	21	教育庁生涯学習振興課
沖縄県社会教育研究大会	参加人数	人	300	350	教育庁生涯学習振興課

エ しつけ・心の触れ合いのある家庭教育機能の充実

(担当課：教育庁生涯学習振興課)

家庭教育支援関連事業を通して、家庭教育機能の充実に取り組めます。

現状と課題

家庭は、人間形成の基礎を培う上で最も重要な役割を持ち、人格形成に大きく影響を及ぼします。しかし、近年の核家族化や地縁的つながりの希薄化等により、子育ての負担感や、教育の仕方がわからないといった家庭教育に関する悩みが増えています。

これまで家庭教育機能の充実のため、子育てやしつけ等に悩む親への支援として「親子電話相談事業」や地域で家庭教育を支援する関係者への「家庭教育カウンセリング研修事業」など「家庭教育支援関連事業」を実施してきました。

課題としては、子育てや家庭教育に関する講座や学習会等に参加しない親や参加できない親に対する支援のあり方があげられます。

今後の取り組み・具体的な支援策

しつけや規範意識、情緒の安定等、家庭教育はすべての教育の出発点であり、子育てや家庭教育を支援する取り組みは今後とも継続していく必要があります。

引き続き地域で家庭教育を支援する関係者等に対して、専門的な知識や技能を修得するため「家庭教育カウンセリング研修会」や「家庭教育支援講演会」を実施し、家庭教育や子育てに関するアドバイスができる人材の育成を図ります。

また、子育てに悩む親等を対象に「親子電話相談」を引き続き実施するとともに、相談員の資質の向上にも努め、しつけ・心のふれ合いのある家庭教育機能の充実に取り組みます。

県の関連事業名

家庭教育支援充実事業、家庭教育カウンセリング研修事業、親子電話相談事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
家庭教育カウンセリング研修会	受講市町村数	市町村	16	26	教育庁生涯学習振興課
親子電話相談事業	相談件数	件数	2,800	2,800	教育庁生涯学習振興課
家庭教育支援講演会	参加人数	人	400	500	教育庁生涯学習振興課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(担当課：青少年・児童家庭課)

子ども達の健全育成を阻害する有害環境の浄化を推進します。

現状と課題

急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、少年犯罪の凶悪化・低年齢化が社会問題となり、青少年の健全育成が重要な課題となっています。

また、次世代を担う青少年の健全な成長のため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、青少年のための環境を整備することが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

市町村の協力のもと社会環境実態調査を実施し、有害興行・深夜興行所等へ沖縄県青少年保護育成条例の遵守を指導します。

沖縄県青少年保護育成条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行、図書、器具類、広告物等の有害指定を行います。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発の推進、フィルタリングの普及促進など、有害環境への対策にあたります。

春・夏・年末年始の青少年育成県民運動に関係機関、地域、家庭が一体となって取り組み、県民総ぐるみで青少年の健全な育成に努めます。

県の関連事業名

青少年健全育成啓発事業費、青少年育成県民運動事業費

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の整備

ア 良質な県営住宅の供給

(担当課：住宅課)

良質な県営住宅の供給に努めます。

現状と課題

本県の住宅事情は、全国に比較して規模の面などで依然として格差があります。

このため、子育てを担う若い世代向けに、広くゆとりのある住宅を確保することが課題となっております。

公営住宅は、良好な住環境を備えた住宅を低廉な家賃で低額所得者に供給するものであることから、今後ともその整備を推進し、子育てを担う若い世代を支援する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

県営住宅については、既存団地において建物の老朽化が進んでいるものや住戸規模が狭小であるものなども多いことから、今後、原則として機能的に問題のある県営住宅の建替を進めていきます。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
県営住宅建設	建て替え戸数累計	戸数	834	1,312	住宅課

イ 県営住宅への多子世帯の優先入居

(担当課：住宅課)

県営住宅への多子世帯の優先入居に努めます。

現状と課題

子育て世帯にとっては、子どもの健やかな成長のためにも広くゆとりのある住宅を確保することが必要ですが、特に経済的負担の大きい多子世帯については、低廉な家賃で十分な広さを有する賃貸住宅を確保することは容易なことではありません。

今後の取り組み・具体的な支援策

公営住宅は、比較的広くゆとりのある住宅を低廉な家賃で低額所得者に供給するものであることから、多子世帯の優先入居に努めます。

具体的な取り組みとしては、県営住宅の入居募集にあたり、多子世帯については、募集戸数に対して当選率が一般応募者の概ね2倍となるように戸数割当などを行います。

ウ 県営住宅における子育て支援施設の一体的整備の推進

(担当課：住宅課)

県営住宅における子育て支援施設の一体的整備を図ります。

現状と課題

復帰後に建設された県営住宅は、老朽化が進んでいるなど、建替が必要となっているものも少なくありません。

また、現在では既成市街地の条件の良い場所に立地している例が多く、周辺では、子育て支援

公共施設整備のためのまとまった敷地を確保することは容易ではありません。

今後の取り組み・具体的な支援策

既存の県営住宅用地の建替に際しては、地元自治体との連携を図りながら、保育所等の子育て支援施設用地を確保するなど、子育て世帯へのニーズの対応を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
県営住宅への子育て支援施設設置	団地数累計	団地数	3	3	住宅課

(2) 安全な道路交通環境の整備

ア 通学路の歩道整備

(担当課：道路管理課)

児童が安心して歩くことができる通学路を整備します。

現状と課題

現在、通学路の歩道が無い箇所や狭い歩道の箇所において、歩行者の死傷事故が発生したり、歩行者が交通事故の危険にさらされており、特に通学路における歩行者の安全確保が早急な課題です。

今後の取り組み・具体的な支援策

通学路において歩道の設置や拡幅を行い、安心して通行できる歩行空間を確保します。

県の関連事業名

公共交通安全事業統合補助

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
歩道の整備	歩道整備延べ延長	km	21.6	30.6	道路管理課

イ 信号機・横断歩道の整備

(担当課：警察本部交通規制課)

信号機・横断歩道の整備を進めます。

現状と課題

学校周辺及び通学路等における、子どもの安全、安心な歩行を確保するため、信号機や横断歩道等の交通安全施設整備について、安全確保の必要性を勘案し、その優先度及び予算に応じて順次整備する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

子どもが安全、安心して歩行することができる道路交通環境整備のため、必要な箇所への信号機や横断歩道等、交通安全施設の整備を進めます。

県の関連事業名

交通安全施設整備事業

(3) 安心して外出できる環境の整備の推進

ア 県有施設のバリアフリー化の推進

(担当課：施設建築課、障害保健福祉課)

子育て環境に配慮した県有施設の整備に努めます。

現状と課題

県有施設の整備にあたっては、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、沖縄県福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者及び障害者のみならず妊産婦や乳幼児を連れた人等が安全で使いやすい施設整備を実施しています。

今後とも引き続き、高齢者及び障害者のみでなく、妊産婦や乳幼児連れの者等が利用しやすいトイレ等の施設整備を進めていく必要があります。

また、施設の整備に際しては、バリアフリー法や条例で定める整備対象施設以外の施設の整備についても充実を図る必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

県有建築物等の新築・改築工事等においては、妊産婦や乳幼児連れの人などに配慮した整備を行うとともに、バリアフリー法及び沖縄県福祉のまちづくり条例に定める整備対象施設以外の施設についても、便所等への乳幼児用いす・ベッドの設置等子育て環境へ配慮した整備に努めます。

イ 公園の整備及び安全確保の推進

（担当課：都市計画・モノレール課）

安全・安心な公園づくりに取り組みます。

現状と課題

沖縄県全体の平成20年度末の一人当たり公園整備面積は10.3㎡/人で、離島地区や北部地区では、平成26年度目標である15㎡/人を上回っていますが、那覇広域は6.3㎡/人、中部広域は9.2㎡/人と少ない状況です。

また、公園整備面積の増加に伴い、管理の強化が必要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

整備面積の少ない那覇広域及び中部広域の重点整備。

遊び場のさらなる安全の確保に向けて、遊具等の安全管理等、公園管理の強化に努めます。

【具体的な支援策】

豊かな自然・地形等を生かし、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場の整備供用を行います。

遊具等の安全管理講習を実施します。

県の関連事業名

公園費（補助事業）、公園費（単独事業）、公園指定管理費

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
都市公園の整備	一人当たり公園整備面積	㎡/人	10.5	15.0	都市計画・モノレール課

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

(担当課：雇用労政課)

仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを応援します。

現状と課題

沖縄県は、高失業率が続いている上、全労働者数に占める非正規労働者数の割合は40%を超え、県民所得も全国で最も低く、働く者の経済的自立の面では厳しい状況にあります。

また、年間の労働者一人当たりの総労働時間及び所定外労働時間は、近年、全国平均を下回っていますが、これはパート等の非正規労働者の増加によるもので、正規労働者は依然として長時間労働を強いられ、二極化しているのではないかとわれています。

さらに、育児休業取得に対する社会的な理解が進み、特に女性労働者の育児休業取得率は上昇傾向にあります。出産を機に退職する女性労働者も多く、働く女性が「仕事」と「子育て」の二者択一を迫られ、キャリアを中断せざるを得ない状況が依然として存在します。

こうした中、働く女性の仕事と家庭の両立、働く全ての人とそのライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる労働環境の整備が不可欠となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

沖縄県では、仕事と生活の調和を推進するため、社員の仕事と生活の調和の実現を積極的に支援する企業をワーク・ライフ・バランス企業として認証・登録する制度を創設しました。この認証制度によって、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価し、労働者の多様な働き方を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランス企業認証制度を、企業の人材確保のためのPR材料として位置づけ、企業の自主的な取り組みを促進するとともに、県の広報媒体(テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等)を活用して認証企業とその取組を紹介するなど、認証制度の周知・広報を行います。

さらに、仕事と生活の調和に配慮した働き方は、労働者個人の仕事と生活に対する満足度を高めるのみならず、生産性の向上や優秀な人材の確保等、企業にメリットがあることへの理解を深めるため、国等との共催で開催するセミナー等により周知・啓発を図っていきます。

県の関連事業名

女性労働者福祉環境整備事業、労働福祉推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	認証企業数	事業所	15	50	雇用労政課

イ 育児・介護休業法の周知

(担当課：雇用労政課)

育児・介護休業法制度の周知・啓発を図ります。

現状と課題

働く者が、男女を問わず仕事と生活の調和を図るとともに、キャリアを中断することなく安心して育児や介護に専念できるようにするために、育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整備

することが重要です。

女性の育児休業取得は定着しつつあり、取得率は90%を超えるようになってきていますが、男性の育児休業取得率については、低水準で上下を繰り返しており、定着する気配は見えません。

しかし、仕事と生活の調和を実現するためには、男性の育児・介護休業取得の普及は欠かせない要件となるので、女性の出産後の就労継続とあわせて、さらに育児・介護休業制度の周知・啓発を図って行く必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

ワーク・ライフ・バランス企業の認証を受けるにあたって、企業の育児休業取得率が高いことをワーク・ライフ・バランス実現のための実績として評価しており、今後も同制度の認証の拡大を図りつつ、育児・介護休業法の周知・啓発に努めます。

また、県の広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）の活用や講演会・セミナー等とおして、企業への周知・啓発を図ります。

県の関連事業名

労働福祉推進事業、女性労働者福祉環境整備事業

ウ 男性の家庭生活への参画促進に向けた取り組み

（担当課：平和・男女共同参画課）

家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進するための啓発を実施します。

現状と課題

女性の社会進出が進む一方で、家庭においては「家事や育児は女性の仕事」といった意識が依然として残っている。平成18年度の「生活基本調査」（総務省統計局）によると、沖縄県内の男女の1日の平均家事労働時間は、女性が3時間52分であるのに対して男性は39分と、女性は男性の約6倍の時間を費やしており、女性にとって過大な負担となっています。

出産後も仕事を続けたい女性が、安心して子どもを産める環境を整えるためには、家事・育児・介護等の家庭責任を男女が共に担うことが求められており、男性の家庭生活への参画が重要な課題となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を男性にも共有してもらうため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進します。

県の広報誌において、育児休業制度に関する情報や、育児休業を取得した男性の体験談、労働時間の短縮等、男性の家庭責任分担を促進するための企業の先進的な取組事例等を紹介し、男性に対する周知・啓発を行います。

また、（財）おきなわ女性財団に委託している、男女共同参画センターにおける事業の中で、男性を対象とした講座やセミナー、講演会等を開催し、男性の家庭生活への参画に向けた啓発を行います。

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
広報誌への掲載	関連記事登載件数	件	1	2	平和・男女共同参画課
男性の家庭参画促進のための講座やセミナー	開催数	回	1	2	平和・男女共同参画課
男性の家庭参画促進のための講座やセミナー	参加者数	人	28	60	平和・男女共同参画課

エ 企業への次世代育成支援対策推進法の周知

(担当課：雇用労政課)

仕事と生活の調和の観点から次世代育成支援対策推進法の周知を図っていきます。

現状と課題

今般のわが国における急速な少子化等の現状にかんがみ、次代を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進することを目的に、平成 20 年に次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、平成 23 年 4 月以降は 101 人以上の労働者を雇用する事業主に、一般事業主行動計画の作成、届出が義務づけられました。

今後の取り組み・具体的な支援策

一般事業主行動計画とは、それぞれの企業が実態に沿って、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含め、多様な労働条件の整備等に取り組むにあたり、計画期間、目標及びその達成のための対策と実施時期を定めるものです。

県は、労働者の仕事と生活に配慮した雇用環境を整備し、事業所における労働者の定着及び人材の確保を図るため、県の広報媒体（広報誌、ホームページ等）を活用し、法及び制度の周知を図っていきます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(担当課：雇用労政課)

ファミリー・サポート・センターの設置を促進します。

現状と課題

少子・高齢化、核家族化が進行し、家庭や地域における子育て支援機能が低下している中で、働きながら育児や介護を行うことができる環境の整備が求められています。

市町村において、仕事と子育ての両立支援や地域の活性化を図ること等を目的に、ファミリー・サポート・センターの設置が進められてきた結果、近年、会員数や活動件数が著しく増加しており、ニーズの高さを示しています。引き続き未設置市町村への設置促進を図っていく必要があります。

また、沖縄県においては、センターのアドバイザーや行政担当者等を会員として沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会が結成されている外、子育て支援を行う労働福祉団体や NPO 等も積極的に活動しており、これら関係団体との連携について検討する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

現在、ファミリー・サポート・センターは比較的人口規模の大きい都市部に設置されていますが、今後、都市部に隣接する未設置町村に対して重点的に設置を促進していきます。

具体的支援策として、県外・県内センターの調査を行い、設置・運営方法等に関する情報を収集し、適宜未設置市町村に提供します。また、これまで同様、センター設置のための広報啓発活動を行うほか、アドバイザー・サブリーダーに対する研修会等を今後も引き続き実施します。

これら支援策の実施にあたっては、労働福祉団体や NPO 等関係団体との連携も考慮しながら進めていきます。

県の関連事業名

女性労働者福祉環境整備事業、労働福祉推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ファミリー・サポート・センター設置 市町村数	市町村数	市町村	12	23	雇用労政課

6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

(担当課：警察本部交通企画課)

交通安全教育により子ども等の交通安全の確保を図ります。

現状と課題

子どもに対する交通安全教育は、幼児、小学校低学年については腹話術、着ぐるみ、紙芝居、模擬信号機等を活用して、子どもが楽しく理解できるような交通安全教室を実施し、小学校の中・高学年については、スタントマンを活用した自転車安全運転実践教室を実施して、子どもの交通事故防止と交通安全意識の向上を図っています。

今後の取り組み・具体的な支援策

これまで実施している交通安全教育を継続実施するとともに、子ども等にわかりやすい横断歩道進行曲等「歌」を活用した交通安全指導や、新しい教育システム「あやとりい」)を活用し交通安全教育の充実を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
交通安全教育の推進	実施回数	回	1,300	1,400	警察本部交通企画課

イ チャイルドシートの正しい使用の推進

(担当課：警察本部交通企画課)

チャイルドシートを含む全席シートベルトの着用促進を図ります。

現状と課題

チャイルドシートについては、平成20年6月の改正道路交通法により義務化された全席シートベルト着用を含めて、その着用の徹底を図るため、各種イベント等におけるシートベルトコンビンサーを活用したシートベルトの着用教室や母親対象のチャイルドシート着用教室の交通安全教育を実施しています。

今後の取り組み・具体的な支援策

これまで実施している参加体験実践型の交通安全教育を継続実施するとともに、JAF等関係機関・団体と連携し、更なる着用の徹底について、あらゆる機会を通じて広報啓発を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
チャイルドシートの正しい使用の推進	実施回数	回	20	30	警察本部交通企画課

ウ 自転車の安全利用の推進

(担当課：警察本部交通企画課)

参加体験実践型の安全教育を中心に安全利用の推進を図ります。

現状と課題

参加体験実践型の自転車教室、毎年5月に実施される「全国自転車月間」における取り組み等により、自転車のマナーアップ、児童等のヘルメット着用、TSマークの加入、反射材の活用等

自転車の安全利用の推進を図っています。また、本年6月から幼児二人を乗車させる「幼児同乗自転車」が容認されたことから、保護者等利用者に自転車の安全方法について指導を実施する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

これまでの取り組みを継続しつつ、関係機関団体と連携して「幼児同乗用3人乗り自転車」の正しい利用について指導教養を実施します。

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
自転車の安全利用の推進	実施回数	回	160	200	警察本部交通企画課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 関係機関と連携しての活動

(担当課：青少年・児童家庭課、警察本部少年課)

県民総ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成に努めます。

現状と課題

県内における青少年の現状は、依然として、深夜はいかいや飲酒で補導される少年が、全国に比べ高い水準にあります。

深夜はいかいや飲酒は心身の成長に悪影響を及ぼすだけでなく、事件・事故に巻き込まれる危険性を高めるほか、窃盗等の犯罪行為に走る可能性を高めることから、これらの防止が課題となっています。

「青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止県民一斉行動」等、各季における青少年県民運動や、「沖縄県青少年育成大会」をとおして、県民総ぐるみの運動を展開しているところです。

今後の取り組み・具体的な支援策

青少年を取り巻く現状を踏まえた効果的な活動を展開します。

「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」等、各季の運動を関係機関連携して実施します。

「少年を守る日」での補導活動等、少年補導・指導員や市民ボランティアによる街頭指導・補導活動を実施します。

青少年への声かけ運動を展開し、非行防止や子どもたちを巻き込む事件・事故防止に努めます。

少年警察ボランティア等を活用した立ち直り・居場所づくり、警察官等による非行防止教室を実施します。

立入調査員による社会環境実態調査を実施し、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。

広報ポスター等による広報啓発活動を実施します。

県の関連事業名

青少年健全育成啓発事業費、青少年育成県民運動推進費

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
青少年の深夜はいかい防止・未成年者飲酒防止県民一斉行動	参加延べ人数	人	12,559	13,200	青少年・児童家庭課
青少年の深夜はいかい防止作文・ポスター・標語募集	応募総数	点	2,780	5,100	青少年・児童家庭課

イ 学校と連携しての活動

(ア) 地域ぐるみ学校安全体制の充実

(担当課：教育庁保健体育課)

子どもの安全を確保するため「子ども安全・安心プロジェクト」を推進します。

現状と課題

県警察本部のまとめによると、平成 20 年度、県内の子どもたちに対する声かけ事案は 49 件発生しており、平成 17 年度から、横ばいの状況にあります。

各学校や地域においては「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」や「子ども安全・安心プロジェクト」の取組により、スクールガード（学校安全ボランティア）による「見守り活動」や「子ども地域安全マップづくり」による危険回避能力の育成、また、警察をはじめ、関係機関・団体等と連携した「安全教室」等の実施により、子どもの安全確保を図っているが、子どもが被害に遭う略取未遂やわいせつ事案等が後を絶たず、憂慮すべき状況にあります。

「地域の子は地域で守る」という観点に立ち、引き続き、地域ぐるみで子供たちの安全確保に取り組むとともに、さらに家庭や地域・関係機関等と連携を密にし、不審者情報等の共有化や「ちゅらさん運動」の取組を充実させることで犯罪及び事故等の未然防止に努める必要があります。

今後の取組み・具体的な支援策

子どもの「見守り活動」充実のため、スクールガード（学校安全ボランティア）の拡大を図る。

子どもたちや保護者等がともに地域をフィールドワークし、地域の人とふれあいながら、危険箇所、安全箇所等を点検した「地域安全マップ」の普及・促進を図ります。

各学校において、安全教室等が円滑に実施されるよう関係機関・団体等との連携を図るとともに、学校安全に関する研修等や指導資料等の充実を図ります。

安全で安心なまちづくりに関する取組、「ちゅらさん運動（ちゅらひとづくり・ちゅらまちづくり・ちゅらゆいづくり）」を推進し、犯罪等の未然防止に努めます。

県の関連事業名

ちゅらさん運動（ちゅらうちな－安全なまちづくり条例による取組）

〔事務局：県警安全なまちづくり推進課・教育庁保健体育課・文化環境部県民生活課〕

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童生徒(保護者同伴含む)による地域安全マップ作成	作成学校数	校	200	437	教育庁保健体育課

(イ) スクールサポーターの配置

(担当課：警察本部少年課)

スクールエリア指定校へのスクールサポーター配置による少年の非行防止と健全育成活動を実施します。

現状と課題

- ・平成 21 年度はスクールサポーター 2 名増員し、計 6 名をスクールエリア指定中学校 6 校（那覇市 3 校、浦添、宜野湾、沖縄各 1 校）に配置し、非行グループの検挙解体、居場所づくり、立ち直り支援活動等により少年の非行防止及び健全育成活動を実施しました。
- ・大学生少年サポーターを活用した学習支援、立ち直り支援活動により配置中学校では、非行等

問題行動が減少するとともに学校環境の改善、学校と関係機関、地域ボランティアとの連携が図られる等の効果がありました。

今後の取り組み・具体的な支援策

平成 19 年 4 月から新規施策として、学校・関係機関、地域と連携し、中学校を対象とした健全育成のための「スクールエリア対策」を行っているが、同施策が効果的に推進され、各種非行問題等が改善される等の効果が現れており今後も継続する予定です。

県の関連事業名

スクールエリア対策

(ウ) 安全学習支援授業

(担当課：警察本部少年課)

子ども達を非行から守る予防教育と保護者等に対する広報啓発活動を推進します。

現状と課題

- ・ 県教育庁、学校等と連携し規範意識高揚を図るための非行防止教室及び安全学習支援隊による安全学習支援授業を実施しています。

平成 20 年中の実施状況

非行防止教室～小学校 126 校で 245 回実施 安全学習支援授業～139 校、47 機関団体に対し 249 回実施

- ・ 非行が低年齢化、集団化、悪質化傾向にあることや子どもの犯罪被害が増加傾向にあることから規範意識高揚や子どもを犯罪被害から守るための非行防止教室、安全学習支援授業等を拡充する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

インターネット、携帯電話による誹謗中傷等のいじめの問題、飲酒問題、非行の低年齢化等が増加傾向にあることから、教育庁と連携し、これまで以上に非行防止教室の拡充、安全学習支援事業の運用等について検討し、予防教育と保護者等に対する広報啓発を推進します。

ウ 地域と連携しての活動

(担当課：警察本部安全なまちづくり推進課)

子ども 110 番の家の委嘱を拡充します。

現状と課題

子どもを狙った凶悪犯罪が全国的に多発する中、県内においても、その前兆事案となり得る「声かけ事案」が後を絶たないなど、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあります。そのような事案の防止のひとつとして、子どもが被害に遭いそうになった時に駆け込める「子ども 110 番の家」は、平成 21 年 9 月末現在 6,431 件委嘱されていますが、他府県と比較するとまだまだ少ない状況であり、また被委嘱者の高齢化や、委嘱店舗の閉店などの課題もあります。

今後の取り組み・具体的な支援策

自治会や企業と連携し、子ども 110 番の家委嘱拡充を図ります。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
子ども110番の家委嘱促進	設置箇所数	件	6,550	10,000	警察本部安全なまちづくり推進課

(3) 少年被害者支援対策の推進

(担当課 : 警察本部少年課)

被害児童の保護及び関係機関と連携した支援活動を推進します。

現状と課題

平成 19 年 1 月 16 日知事部局と締結の「児童虐待防止対策等に関する協定書」により、児童相談所等と情報を共有するとともに連携の上、児童の安全の確認及び安全確保を最優先とした対応を講じています。

被害少年に対しては、被害者支援カウンセラーを活用し、個別のカウンセリングを実施しているほか、子育てに悩む保護者を対象とした保護者カウンセリング(コスモス会)を開催するなど、学校、関係機関と連携して各種立ち直り支援活動を実施しています。

児童虐待事案や要保護児童が増加していますが、児童相談所等の体制や施設が不十分であり、児童の安全の確認、安全確保、少年の非行防止、健全育成を図るためには、体制の確立、施設整備が必要です。

福祉犯等の性被害少年について、性の尊厳を含めた個別の専門の保健師等による指導教育が好ましいですが、まだその対策についての連携した取り組みがなされていません。

今後の取り組み・具体的な支援策

- ・被害児童の早期把握、安全の確認と安全確保のための諸対策の推進
- ・被害少年に対するカウンセラーによるカウンセリング実施による精神的負担の軽減等の立ち直り支援の実施
- ・要保護児童対策として、児童相談所や関係機関と連携した再被害防止対策の推進
- ・保護者カウンセリング(コスモス会)の継続
- ・保健師等と連携した児童買春等性被害児童への個別指導・教育の実施

県の関連事業名

保護者カウンセリング事業、安全学習支援授業

(4) 少年育成支援活動の推進

ア 子どもの居場所づくり

(担当課 : 警察本部少年課)

青少年が健やかに育つための居場所づくりを推進します。

現状と課題

本県においては、非行の低年齢化が顕著に認められるが、保護者の監督能力の低下等を背景に非行等問題行動を繰り返す中学生が多い現状にあることから、学校、少年警察ボランティア等と連携し、沖縄の伝統芸能、自然を生かした居場所づくり(エイサー、三線、ハーリー、旗頭等)や少年警察ボランティア、地域とのスポーツ交流を行っています。

非行等問題行動を繰り返す少年の居場所づくり、立ち直り支援活動への地域の関わりが依然に比べ希薄化している現状があり「地域の子どもは地域で守り育てる」の精神の下、地域全体による子どもたちへの多種多様な居場所づくりが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

- ・沖縄の伝統芸能、自然を生かした居場所づくりの実施

- ・スポーツ交流等世代間交流等ができる居場所づくりの実施
- ・少年柔道・剣道教室の実施

イ 喫煙・飲酒問題対策

(担当課：警察本部少年課)

青少年の喫煙・飲酒非行の未然防止とその対応策を実施します。

現状と課題

本県における不良行為少年の実態は、飲酒による補導が少年人口比で全国と対比すると、全国1位(全国平均の6.6倍)、喫煙が、全国7位(全国平均の1.5倍)となっています。飲酒補導の約6割が深夜の時間帯であり、飲酒がらみの事件事故も発生している現状があります。

また、喫煙に関しても、中学生・高校生の占める割合が約5割、無職少年が約3割で、全体の約4割が深夜の時間帯の補導となっています。このように、飲酒・喫煙ともに深夜はいかいと大きな関係があります。

少年が深夜はいかいしている現状、酒や煙草等を容易に入手出来る環境等を含めた対策をこれまで以上に講じる必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

- ・酒や煙草を販売している店舗等に対する指導や、協力体制をこれまで以上に構築します。
- ・一般県民に対する広報啓発活動の強化。
- ・非行防止教室の継続推進と拡充(未然防止のため、思春期に至る前の対策)
- ・街頭活動により飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為で補導された少年については、保護者への連絡と指導を確実に実施するとともに、集団飲酒事案等については、少年及び保護者を交えた非行防止教室を個別に実施し、その危険性について学習させる等対策しているので、今後も徹底していきます。

県の関連事業名

小・中・高校及び保護者、関係者等に対する安全学習支援授業(非行防止教室)の実施

(5) 「ちゅらさん運動」の広報啓発の推進

(担当課：県民生活課)

県、市町村、事業者、県民、学校、警察が一体となって、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、「ちゅらさん運動」を推進します。

現状と課題

「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指し、県、市町村、事業者、県民、学校、警察が一体となって、ちゅらひとづくり、ちゅらまちづくり、ちゅらゆいづくりの3つの柱からなる「ちゅらさん運動」を推進しています。

具体的には、ちゅらひとづくりとして、青少年の被害防止活動、青少年の居場所づくり、地域安全マップの作製、地域のあいさつ運動の励行等の子どもたちの健全育成を推進し、ちゅらまちづくりとして、防犯性に配慮した道路、公園、学校等の整備による安全・安心な環境整備を推進しています。さらに、ちゅらゆいづくりとして、地域防犯リーダーの育成等により自主防犯活動を促進し、子どもたちの安全を確保し、次世代を育成していく活動を展開しています。

今後も、「ちゅらさん運動」を担う各主体が、それぞれの立場で地域に根ざした、より効果的

な活動を継続していく必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

子どもたちを守り育てる活動を県、市町村、事業者、県民、学校、警察等の各種関係団体や機関等が推進していることから、それらの主体に対して「ちゅらさん運動」の行動啓発を行うとともに、各主体同士の協働による取り組みを推進します。

具体的には、下記の支援を行います。

毎月3日の「ちゅらさん運動」の日の県民への周知、「ちゅらさん運動」ロゴマークの普及浸透を図るために広報啓発を行います。

県が率先して公共施設の防犯・安全点検を行うことにより、市町村や事業者、県民に対して、安全・安心な環境整備の取り組みを促します。

「ちゅらさん運動」の具体的な取組事例、活動の方法等の広報啓発を行い、「ちゅらさん運動」の普及浸透を図ります。

県の関連事業名

安全なまちづくり推進事業

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 発生予防の取り組み

(担当課：青少年・児童家庭課、国保・健康増進課)

早期の支援により子育ての不安を緩和して、児童虐待の発生を予防します。

現状と課題

児童虐待が起こる背景には、家族の抱える社会的、経済的、心理的な問題に加え、地域の子育て機能の低下を背景とした養育力の不足している家庭が増加していることにも起因していると考えられています。

このため、未熟児、障害を持った子ども等、養育支援が必要な家庭に対し、保健所においては、未熟児教室等集団活動、個別訪問支援を通して、予防的視点から児童虐待の防止に取り組んでいます。

また、各市町村においては、乳児全戸訪問事業から虐待ハイリスク、要支援者に対して、市町村保健師と連携し支援が行われています。

今後の取り組み・具体的な支援策

家庭の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育に問題を抱える家庭を早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対し、相談、情報提供、訪問支援等に取り組めます。

また、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するため、子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う場を拡充するよう取り組めます。

【具体的支援策】

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施

地域子育て支援拠点事業（センター型、ひろば型、児童館型）の拡充

虐待予防研修会や事例検討会の開催

未熟児等虐待ハイリスク者への支援（未熟児教室、長期療養児親の会支援）

ハイリスク家庭への対応を行う職員の資質の向上（各種研修の受講）

乳幼児健診時における育児相談、未受診世帯への訪問

地域における母子保健推進員、児童委員活動

県の関連事業名

児童健全育成補助事業費、妊婦乳児健康診査事業、未熟児養育医療費、長期療養児療育指導事業

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
養育支援訪問事業実施	実施市町村数	市町村	15	41	青少年・児童家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	実施市町村数	市町村	40	41	青少年・児童家庭課
子育てが楽しいと感じる親の割合(乳児)	率	%	77.4	78.4	国保・健康増進課
乳幼児育成指導事業(育児支援の健診)	実施市町村数	市町村	13	41	国保・健康増進課

イ 児童相談所の体制の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童虐待への迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化を進めます。

現状と課題

児童虐待を防止するためには、発生予防対策から虐待を受けた子どもの保護、自立に至るまでの支援、さらに親への指導など、様々な機関が長期間にわたって支援していくことが必要であり、その中心である児童相談所については、一時保護の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施するための専門機関としての機能の充実が求められています。

児童相談所では、増加する児童虐待に対応するために、児童福祉司、児童心理司等の増員を行ってきたほか、「子ども虐待ホットライン」の開設（平成 17 年 4 月）、中央児童相談所八重山分室の設置（平成 19 年 4 月）など、体制の強化を進めてきました。

しかしながら、児童虐待により子どもが犠牲になるなど重篤なケースも発生しており、引き続き児童相談所の機能充実、体制の強化を図っていく必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所の専門性強化や一時保護機能の充実などに取り組めます。

児童福祉司スーパーバイザー及び児童心理司スーパーバイザーの養成、確保に努めるとともに、各種研修の実施、派遣等を行い、児童相談所職員の相談援助やカウンセリング等の職務遂行力の向上を図ります。

虐待通報等に迅速に対応するため、児童相談所分室の体制強化や夜間・休日等の緊急体制の整備を図ります。

一時保護機能について、保護児童の増加等に対応するための施設の拡充を進めるとともに、一時保護中の子どもの処遇改善のための機能充実を図ります。

県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

ウ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

（担当課：青少年・児童家庭課）

子どもに関わる多様な機関の役割分担と連携で、児童虐待の防止に取り組めます。

現状と課題

児童福祉法の改正により、すべての市町村において「要保護児童対策地域協議会」を設置することが努力義務となっており、本県では本島内市町村での設置は進んでいますが、離島など一部町村では未設置となっているほか、児童虐待防止ネットワークから地域協議会への移行が済んでいない市もあります。

地域協議会未設置市町村については、引き続き設置を促進するとともに、設置済み市町村においても、専門性の強化や協議会の活性化などを図り、児童相談所との適切な役割分担と連携を推進していくことが重要となっています。

また、児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応のために、女性相談所や福祉保健所のほか、警察、医療、教育など多様な機関との役割分担及び連携をさらに進めていく必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

すべての市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されるよう、未設置市町村への設置促進及び児童虐待防止ネットワークからの移行促進に取り組めます。あわせて、市町村への支援を行い、地域協議会の活性化と機能強化を促進します。

また、関係機関との情報の共有化等に努め、役割分担と連携の強化を図ります。

児童相談所及び福祉保健所が連携して、地域協議会未設置市町村への設置促進を働きかけま

す。

地域協議会に専門性を有する職員の配置を促進するとともに、市町村等からの求めに応じて児童相談所等からの助言や研修等を行います。

連絡会等を通じて児童相談所と関係機関等との情報共有を進めるほか、マニュアル等の作成により児童虐待への対応についての共通認識を醸成します。

県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
要保護児童対策地域協議会の設置	設置市町村数	市町村	28	41	青少年・児童家庭課

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童虐待の重大事例を検証し、再発防止に取り組みます。

現状と課題

児童虐待防止法の改正により、児童虐待による死亡事例等の重大事例が生じた場合、国及び地方公共団体において当該事例の検証を行うことが責務となっています。

本県においても、死亡事例に対する検証を実施するとともに再発防止対策に取り組んできましたが、児童虐待により子どもが犠牲となる事件が繰り返し発生しており、さらなる再発防止対策の徹底と検証作業の継続的な実施が求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

虐待によって児童がその心身に重大な被害を受ける事例が生じないよう、以下の取り組みを進めます。

これまで実施した虐待死亡事例の検証で提言された内容について、定期的な再検証を行うことなどにより、再発防止策の着実な実施に努めます。

重大事例が生じた場合には、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会において当該事例の検証を実施します。

県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

オ 虐待防止の周知・広報

(担当課：青少年・児童家庭課)

児童虐待の防止のために、広く県民への協力を呼びかけます。

現状と課題

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないとしています。

子ども虐待ホットラインに近隣から寄せられた相談件数は、平成20年度で47件となっていますが、今後も、通告の意義についての意識啓発や、通告先・通告方法の周知、児童虐待防止のためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の周知を十分に行う必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題であり、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、様々な機会を通して広く県民へ周知する取り組みを行っていきます。

県の広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用し、児童虐待防止の周知を図ります。

子どもに関わる様々な関係機関・団体等に対し、会議・研修の場を通じて虐待防止に係る広報・啓発を推進します。

県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

（２）社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

（担当課：青少年・児童家庭課）

里親登録数及びファミリーホーム開設箇所数を増やし、家庭的養護を推進します。

現状と課題

県内の要保護児童数は児童虐待等の増加により、今後も増え続けることが予想されています。しかし、県内の児童養護施設の定員には限りがあり、また国として家庭的養護を推進する方針であることから、里親や小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託をより一層進める必要があります。

本県における里親等委託率（要保護児童に占める里親等委託児童の割合）は22.9%（平成20年度末）であり、全国の9.9%（平成19年度末）に比べ、高い割合で推移していますが、既に登録されている里親は高齢化が進んでいることから、新たな里親を開拓する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

里親の新規開拓に関しては、10月の「里親を求める運動」月間におけるパネル展の実施や県広報誌への掲載などによる取り組みにより登録数の増加を推進します。

社団法人沖縄県里親会に委託して実施している養育里親研修について、独自の研修項目を設置するなど内容を充実させ、里親の質の向上を目指します。

里親等への委託後は、引き続き中央・コザ両児童相談所に里親対応専門員を配置し、里親家庭等を支援します。

ファミリーホームについては、里親からの移行を促進するとともに社会福祉法人等に同事業への参入を勧め、開設箇所数の増加を目指します。

県の関連事業名

養護児童在宅対策事業費、里親支援事業費

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
里親等委託率	委託率	%	24.0	26.5	青少年・児童家庭課
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	開設箇所数	か所	3	8	青少年・児童家庭課

イ 施設機能の見直し

（担当課：青少年・児童家庭課）

施設に入所する子どもたちの生活環境等の向上に取り組みます。

現状と課題

本県には、平成20年度末現在で8か所（定員420人）の児童養護施設、1か所の乳児院（定員20人）が設置されており、家庭での養育が困難な児童等が入所しています。

また、手厚いケアが必要な児童を家庭的な雰囲気の中で養護を行うための小規模グループケアが2か所の児童養護施設で実施されているほか、地域小規模養護施設が2か所設置されています。

なお、施設における児童の養護については、家庭的な養護の推進のほか、被虐待児や発達障害児など心理的ケアや専門的ケアが必要とされる児童等に対する適切な養護の実施、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備等が課題となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

要保護児童については今後も増加が見込まれており、専門的なケアの必要性も高まっていること等から、家庭的養護の推進など施設機能の見直しや体制整備を図っていきます。

家庭的養護の推進を図るため、小規模グループケアの実施、地域小規模養護施設の設置を推進します。

施設における個室化の促進など、子どものプライバシーに配慮した環境の整備を進めます。

情緒障害児短期治療施設については、設置に向けての条件整備に努めます。

県の関連事業名

児童福祉施設等整備事業費、児童保護措置費

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
小規模グループケアの実施	実施箇所数	か所	2	4	青少年・児童家庭課
地域小規模養護施設の設置	設置箇所数	か所	2	5	青少年・児童家庭課
情緒障害児短期治療施設の設置	設置箇所数	か所	0	1	青少年・児童家庭課

ウ 家庭支援機能等の強化

（担当課：青少年・児童家庭課）

児童家庭支援センター、母子生活支援施設との連携により、家庭支援機能の強化を図ります。

現状と課題

県内には、児童家庭支援センターが1か所設置されており、児童、家庭に関する地域住民からの相談に応じていますが、児童家庭支援センターについては、児童相談所からの委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等の関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図る必要があります。

また、母子家庭等の母親と子どもの保護、支援を行う母子生活支援施設については、県内に3か所設置されていますが、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、女性相談所等と連携した支援を推進する必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

家庭支援機能の強化を図るために、児童家庭支援センターの設置を推進します。

児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連絡会議を開催するなど、家庭支援に関する役割分担と連携を推進します。

母子生活支援施設については、その活用を図るため女性相談所等との連携を推進します。

県の関連事業名

児童福祉施設指導育成費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童家庭支援センターの設置	設置箇所数	か所	1	3	青少年・児童家庭課

エ 非行相談・不登校相談等に対する援助の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

非行や不登校等の問題を抱える児童について、学校現場とも協力して援助の充実を図ります。

現状と課題

非行や不登校、いじめの問題を含む相談について、児童相談所においては、学校や教育委員会、市町村、警察等と連携し、地域での情報共有や役割分担を図りながら対応しています。

しかしながら、非行や不登校等の問題は繰り返し発生しており、関係機関同士の連携をより深め、これらの問題の発生防止や問題を抱える子どもや保護者への援助支援を強化する必要があります。

今後の取り組み・具体的支援策

非行や不登校等の問題への早期対応を図るとともに、子どもの年齢や性別、発達に応じたきめ細やかな援助を行えるよう、児童相談所と学校現場、教育委員会、保健機関、市町村、警察、自治会等との連携をさらに強化し、それぞれの役割に応じた援助の充実に取り組みます。

県の関連事業名

児童相談所運営費

オ 自立支援策の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

社会的養護の下で育った子どもの社会的自立を支援します。

現状と課題

児童養護施設への入所など社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所する際に保護者等からの支援を受けられないなど、自立することが困難な状況が多くあります。

県内には、このような子どもが入居し、就労への援助、日常生活についての援助などを受ける自立援助ホームが1か所設置されています。

このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立を支援するため、自立援助ホームの設置等児童自立生活援助事業を推進します。

施設退所者等が相談できる場や気軽に集うことができる拠点の設置など、社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を図ります。

県の関連事業名

児童福祉施設等整備事業費、児童保護措置費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
自立援助ホームの設置	設置箇所数	か所	1	3	青少年・児童家庭課

カ 人材確保のための仕組みの強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

要保護児童のケアの充実を図るため、人材の確保に取り組みます。

現状と課題

要保護児童については、今後も増加が見込まれており、また、その中には被虐待児童や発達障害児など専門的なケアを必要とする子どもも多く含まれています。

このような子どもたちの適切な処遇を図り、社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設等の職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

要保護児童数の増加や専門的なケアを必要とする子どもの状況、児童養護施設等の機能見直し等の動向を踏まえ、これに対応するために必要な人材の確保、専門性の向上を図るための研修体制の整備を推進します。

県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

キ 子どもの権利擁護の強化

(担当課：青少年・児童家庭課)

施設内での虐待防止を図るなど、子どもの権利を守っていきます。

現状と課題

施設等に措置されている子どもが施設内で虐待されるなど、本来子どもの権利を守るべき施設において、権利の侵害が起こることは許されるものではありません。

児童福祉法の改正により、施設職員による児童虐待防止のための枠組みが規定されたところであり、子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等を定めたガイドラインに基づき、適切な対応を取ることができる体制の整備に取り組みます。

関係機関や関係施設等との連絡会議等を通して、被措置児童等虐待対応ガイドラインの周知と意識の共有化、連携の強化を図ります。

子どもの権利擁護や被措置児童等虐待について、施設職員や関係機関職員に向けた研修等を実施するとともに、子どもの権利ノート等を通じて、被措置児童への周知を図ります。

広報媒体（テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等）を活用して、被措置児童等虐待について周知を図ります。

第三者評価機関の設置を進め、施設におけるケアの質の向上を図ります。

県の関連事業名

児童虐待防止対策事業費

(3) 障害児施策の充実

ア 障害児療育対策

(担当課：国保・健康増進課、障害保健福祉課)

障害児及びその家族に対する必要な支援を推進します。

現状と課題

本県では、未熟児の出生率、救命率が高い状況にあり、地域又は在宅で医療ケアを必要とする障害を持った子どもたちがいます。平成19年度の小児慢性特定疾患受給者は1,932人で、これら家族に対する初期の対応が必要とされています。また、重度障害を合併している子どもに対しては、地域においてより高度な支援が必要とされています。

そのような中、病院や各事業所のマンパワーの不足や訪問介護、児童デイサービス、訪問介護事業所の医療ケア児の受け入れ先の不足等の課題があり、その対策が求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

保健所で実施している療育に関する相談や各種教室等の事業を通して、特に家族に対する支援が重要になります。

保健所における療育に関する相談の充実

長期療養児の相談、各種教室等の実施

乳幼児健診での障害の早期発見

重症心身障害児(者)通園事業や障害児等療育支援事業等を活用し、障害児の日常生活適応訓練、運動機能低下防止の訓練等により、運動機能の低下防止と発達を促進します。

また、家族等への療育技術指導を通し、障害児等の在宅福祉の向上を図ります。

県の関連事業名

育成医療事業費、先天性代謝異常等検査事業費、妊婦乳児健康診査事業、障害児等療育支援事業、重症心身障害児(者)通園事業、児童デイサービス事業

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害保健福祉課
重症心身障害児(者)通園事業	箇所数	か所	6	8	障害保健福祉課
児童デイサービス事業	箇所数	か所	55	61	障害保健福祉課

イ 障害児在宅福祉サービスの充実

(担当課：障害保健福祉課)

障害児が身近な地域で必要なサービスが利用できるように支援します。

現状と課題

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、施設から地域社会への移行促進が図られたことにより、身近な地域における福祉サービスのニーズは高まっています。市町村においては児童デイサービス事業、県においては重症心身障害児(者)通園事業や障害児等療育支援事業の実施により、地域における障害児とその家族に対する専門的な療育相談支援を行っています。また、新たなニーズである発達障害児の支援を専門的に行うため、発達障害者支援センターを設置し、当

事者やその家族に対する支援を推進しています。

障害児支援については、専門的に支援を行う人材や支援施設の確保、支援体制の整備等が求められていることから、これらのニーズに応え身近な地域で必要なサービスが受けられるような体制整備を図っていく必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

障害児及びその家族が身近な地域に必要な時に適切なサービスが利用できるよう市町村等とも連携を図り支援施策を推進するとともに、保育所、幼稚園、学校等に対する施設支援の強化により、障害児支援のさらなる充実を図っていきます。

発達障害者支援センターを発達障害児等に対する支援を総合的に行う拠点とし、当事者やその家族に対する相談支援、発達支援等を行います。また、人材育成計画に基づき、発達障害に関する普及啓発及び支援を行う者の計画的な育成を図っていきます。

県の関連事業名

児童デイサービス事業、障害児等療育支援事業、重症心身障害児（者）通園事業、発達障害者支援センター運営事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童デイサービス事業	箇所数	か所	55	61	障害保健福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害保健福祉課
重症心身障害児(者)通園事業	箇所数	か所	6	8	障害保健福祉課
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	か所	1	1	障害保健福祉課

ウ 保育所における障害児の受け入れの推進

(担当課：青少年・児童家庭課)

保育所における障害児保育の推進を図ります。

現状と課題

保育所においては、保育に欠ける障害児で、集団保育及び日々の通所ができる児童については、必要に応じて保育士の加配などを行なったうえで受け入れ、その児童の特性等に配慮した保育を行っております。

障害児の受け入れにあたっては、設備面における安全性の確保、また、知識・経験等を有する保育士の配置が必要であることから、研修等の充実を図る必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

市町村と連携を図りながら障害児保育を推進し、保護者の就労と児童の社会参加を支援します。

県の関連事業名

特別保育事業等助成事業費

エ 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れの促進

(担当課：青少年・児童家庭課)

放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ体制の強化を図ります。

現状と課題

放課後児童クラブにおける障害児の受け入れを促進するために、県では障害児が在籍するクラ

ブへの補助を行っております。放課後児童クラブに入所する障害児の数は年々増加しておりますが、障害児を受け入れているクラブでは、専門的知識を有する専任職員を配置し、適切な保育環境を確保することが求められています。

なお、入所を希望する障害児を受け入れることができないクラブがあるため、さらなる受け入れ体制の強化を図ることが課題となっております。

今後の取り組み・具体的な支援策

障害児を受け入れる放課後児童クラブの増加を図るために、引き続き障害児が在籍するクラブに対して運営費補助の加算を行います。

障害児を受け入れている放課後児童クラブに、専門的知識を有する専任職員の配置を徹底するよう市町村に働きかけます。

放課後児童クラブの指導員に対して、障害に関する専門的な知識と適切な対応について習得するための研修を実施します。

県の関連事業名

児童健全育成補助事業費（細事業：放課後児童健全育成事業「障害児受入推進事業費」(補助金)）

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ	箇所数	か所	82	100	青少年・児童家庭課
放課後児童クラブに在籍する障害児数	人数	人	163	198	青少年・児童家庭課

(4) 発達障害児支援体制の充実

ア 発達障害児対策の体制整備

(担当課：障害保健福祉課)

発達障害児及びその家族に対する支援を推進します。

現状と課題

発達障害者支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」において、国、地方公共団体の役割が規定されており、県、市町村等は、同法の規定等に基づき、各々の計画による事業を実施してきました。

県においては、早期発見、早期の支援及び一貫した支援が求められていることから、県、市町村等の役割を明確にした「沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画」や専門的な支援を行う人材の育成等を計画的に推進するため「沖縄県発達障害児(者)支援に関する人材育成計画」を策定し、これらの計画の推進体制として、庁内の関係課で構成する「沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議」を設置しました。

今後は、県及び市町村等が、発達障害児及びその家族に対する支援施策について、それぞれの役割を認識し、関係機関が連携して、その取り組みを推進することが求められています。

今後の取り組み・具体的な支援策

支援体制整備計画等に基づき、県及び市町村等がそれぞれの役割を認識し、発達障害児及びその家族に対する支援施策について、連携して取り組みを推進していきます。

支援機関連絡会議においては、庁内の関係各課が連携を図り、発達障害児に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を着実に推進していきます。また、支援センターとの連携により、当事者やその家族に対する支援の推進及び市町村や福祉サービス事業所

に対する支援や連携体制の構築を図っていきます。

発達障害者支援センターを発達障害児等に対する支援を総合的に行う拠点とし、当事者やその家族に対する相談支援、発達支援等を行います。また、人材育成計画に基づき、発達障害に関する普及啓発及び支援を行う人材の計画的な育成を図っていきます。

県の関連事業名

発達障害者支援センター運営事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	か所	1	1	障害保健福祉課

イ 早期発見・早期支援体制の充実

(担当課：国保・健康増進課)

子どもの健やかな育ちを支援します。

現状と課題

乳幼児健康診査は、母子保健法に基づき市町村が実施しています。子どもの健康状態を確認すること、発達障害を含め心身障害等支援の必要な子を早期に発見、支援するうえで重要な役割を担っています。

乳幼児健康診査の現状、課題として以下のことがあげられます。

健診受診率が全国平均に比べ低い。

早期発見のための健診見直し、健診従事者の技術の向上を図る必要がある。

乳幼児健診のフォロー基準の検討。

支援を要する子の早期支援体制の整備。

今後の取り組み・具体的な支援策

乳幼児健康診査の受診率の向上を図ります。

市町村の取り組みの強化並びに県関係課を通し、保育所等から健診受診呼びかけを進めます。

未受診者把握の取り組みの強化を促します。

乳幼児健康診査の見直しを行います。

問診項目を含め乳幼児健康診査票の見直し、フォロー基準の検討

乳幼児健康診査に関する市町村への情報提供

健診従事者の研修の継続実施

県の関連事業名

健やか親子 21 沖縄計画推進事業、妊婦乳児健康診査事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
乳幼児健診の受診率(1歳6か月児)	受診率	%	86.6	91.1	国保・健康増進課
乳幼児健診の受診率(3歳児)	受診率	%	79.8	83.0	国保・健康増進課
健診事後教室等フォローアップの実施	市町村数	市町村	12	22	国保・健康増進課

ウ ライフステージに応じた各種支援の取り組み

(担当課：障害保健福祉課、教育庁義務教育課、教育庁県立学校教育課、青少年・児童家庭課、総務私学課)

発達障害児に対する日常生活や集団生活への適応能力の向上を支援します。

現状と課題

発達障害児の療育支援については、市町村における乳幼児健診等による発見や早期療育事業（親子教室、親子通園、児童デイサービス事業等）による早期療育の実施、県における障害児等療育支援事業による専門的な療育相談支援を行っています。また、発達障害児の支援を専門的に行うため、発達障害者支援センターを設置し、当事者やその家族に対する支援を推進しています。

しかしながら、発達障害におけるその障害の特性から早期発見、早期の支援に結びつきにくいこと、診断できる医療機関が少ないこと、専門的に支援を行う人材や支援施設が不足していることから、必要な療育支援に結びつかず、その改善に向けた取り組みが求められています。

また、学校教育現場においても、発達障害のある幼児児童生徒は見極めが難しく、早期からの発見の遅れにより、育児や学校教育において適切な対応を受けられないことがあります。その結果、自己肯定感の低下、いじめ等二次的な障害を発生することがあります。

このため、発達障害を含めすべての障害のある幼児児童生徒に対する校（園）内支援体制を充実することが喫緊の課題であります。

今後の取り組み・具体的な支援策

発達障害児及びその家族が身近な地域で必要な支援が受けられるよう市町村等と連携し早期の療育支援の体制整備を推進します。

また、障害児等療育支援事業による保育所、幼稚園等に対する支援を強化し、保育所等職員の療育技術の向上を図り、当事者等への支援の充実を図ります。

ライフステージに応じた各種支援を行うため、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において、発達障害児を含む障害児の受け入れを行うとともに、特別支援教育理解促進事業を推進し、特別支援教育の体制整備の充実を図り、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、個々のニーズにあわせた支援を展開します。

あわせて、特別支援学校においては、地域のセンター機能の充実を図ります。

県の関連事業名

児童デイサービス事業、障害児等療育支援事業、文部科学省委嘱：「発達障害者等・特別支援教育総合推進事業」

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
児童デイサービス事業	箇所数	か所	55	61	障害保健福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害保健福祉課

8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 就業支援策の充実

ア 状況に応じた就業支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

母子家庭の母等の状況に応じた就業支援に取り組みます。

現状と課題

母子家庭においては、81.0%が就労していますが、その就業形態はパート・臨時職が半数近くを占め、世帯収入についても月15万円未満が56.3%を占めている状況です。

就職の際には、「収入」のほかに「勤務時間」「急用などの際に時間の融通がきく」などの子育てに関連すると思われる要因を重視しており、近年の経済情勢等とあいまって、その雇用環境は厳しい現状にあります。

今後の取り組み・具体的な支援策

就業相談の実施や生活実態に応じてそれぞれが主体的に就職の選択が行えるようハローワークとの連携による求人情報の提供、就業支援等に取り組みます。

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費、母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費

目標名	指標	単位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談利用件数	相談件数	件	250	250	青少年・児童家庭課

イ より良い就業に向けた能力開発支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

母子家庭の母等の資格取得、技能習得を支援します。

現状と課題

母子家庭が安定した生活の基盤を整えるためには、収入面、雇用条件等でより良い就業にすることが必要ですが、その就業形態は、パート・臨時職が半数近くを占めているのが現状です。

仕事に関して要望する支援については、「技術・資格取得の支援」42.0%、「訓練受講の際の経済的援助」33.3%が高い割合を示しています。

今後の取り組み・具体的な支援策

より良い条件の仕事に就業できるよう、就業に結びつく可能性の高い資格・技能を習得するための講習会の実施や受講・修業期間中の経済的支援を行います。

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費、母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費

ウ 雇用促進に関する啓発活動・情報提供の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の雇用促進に関して、事業主に対する啓発活動等を行います。

現状と課題

子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っているひとり親家庭等においては、近

年の経済情勢等により、雇用環境は厳しい状況にあり、その雇用促進にあたっては、事業主の理解と協力が不可欠です。

今後の取り組み・具体的な支援策

母子福祉団体の売店設置等を促進するなど、公的施設における雇用の促進を図ります。

また、ひとり親家庭等の雇用促進を図るため、事業主に対し、理解を深めてもらうための啓発活動等の実施を図ります。

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費

(2) 子育て・生活支援策の充実

ア 多様な保育サービスによる支援の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

各種保育サービスの情報集約とその利用促進を図ります。

現状と課題

ひとり親家庭等の親が仕事上の小学校入学前の子どもの世話については、母子家庭の46.1%、父子家庭の40.5%が認可保育所及び認可外保育施設に預けている状況にあります。

ひとり親家庭における子育てと仕事の両立を図るため、保育サービスの充実、利用促進が必要となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

母子家庭等の子供の保育所優先入所、その他各種保育サービスの情報の集約を図り、その利用を促進することにより、安心して子育てと仕事が両立できるよう支援します。

イ ひとり親家庭児童の健全育成

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭の子どもたちが健やかに育っていくための支援をします。

現状と課題

ひとり親家庭になることによって、多くの場合、親子ともにそれまでの生活環境が大きく変化することにつながり、現在の不安・悩みでは、「子育て・教育」が「生活費」とともに高い割合を示しています。

子どもたちの健やかな成長を保障するためにも、子どもの精神面に与える影響や進学への悩みなど子どもの成長過程において生じる諸問題について十分な配慮が必要とされています。

今後の取り組み・具体的な支援策

ひとり親家庭における育児、しつけ等子どもの世話や親としての悩みなどをもつひとり親家庭を対象に生活支援講座を開設するとともに各種相談に応じることにより、親子がともに成長するための支援、子どもたちが健やかに育っていくための支援をします。

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費

ウ 生活の場の充実

(担当課：青少年・児童家庭課、住宅課)

母子家庭等が安定した暮らしの場を確保できるよう、各種支援に取り組みます。

現状と課題

母子家庭等のひとり親家庭においては、経済的理由などにより子育てに良好な住環境を有する賃貸住宅への入居が困難な状況が依然として少なくありません。

母子家庭の 37.4%、父子家庭の 17.8%、寡婦の 18.7%が公営団地への入居を希望している状況になっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

子どもの健やかな成長に資するため、県営住宅等におけるひとり親家庭等の優先入居を推進します。

県営住宅への入居募集にあたり、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭については、募集戸数に対して当選率が一般応募者の概ね2倍となるように戸数割当などを行います。

母子家庭等が安定した暮らしの場を確保できるよう、母子生活支援施設の運営に対する支援、母子生活支援施設退所者が賃貸住宅を契約する際の身元保証人確保の支援及び転宅資金等の貸付等各種支援策に取り組みます。

県の関連事業名

母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費、母子生活支援施設措置費、児童福祉施設指導育成費

エ 生活支援策の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

緊急・一時的な対応が必要な際の家事、育児の支援等生活支援に取り組みます。

現状と課題

ひとり親家庭においては、仕事の関係や修学、疾病等の事由により、緊急・一時的に日常生活に支障が生じる場合が少なくありません。

これらの場合に対応可能な各種施策の充実とともに、サービスの情報の集約等利便性を図ることや、積極的な利用促進が必要であり、また、緊急・一時的な対応が必要な際の支援体制を整備・構築していく必要があります。

今後の取り組み・具体的な支援策

緊急時に支援員を派遣する日常生活支援事業の拡充や子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の利用促進を図るとともに、支援事業等情報の集約と周知・広報を図っていきます。

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費

(3) 養育費の確保策の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等における児童の養育費確保について支援します。

現状と課題

ひとり親になった理由としては、全体の約8割が「離婚」をあげているにもかかわらず、養育費を受け取っていない世帯は、母子世帯で79.1%、父子世帯で81.1%と高い割合を示しています。

今後の取り組み・具体的な支援策

養育費の確保に向けて、様々な手続き等についての専門相談員、弁護士による相談事業の充実、情報提供等の支援に努めます。

また、養育費は子どもの権利であり、また、その負担は親として子どもに対する当然の義務であることについて、父親、母親のみならず、広く社会一般の共通認識として意識の醸成を図ります。

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
養育費相談の利用件数	相談件数	件	85	120	青少年・児童家庭課

(4) 経済的支援策の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の生活基盤の安定のため、経済的に支援します。

現状と課題

母子世帯の 84.1%、父子世帯の 73.7%、寡婦世帯の 58.8%が暮らしの状態を「苦しい」としており、また現在の不安・悩みについても「生活費」が1位となっており、高い割合を示しています。

ひとり親家庭等が安心して生活し、子育てができるよう、経済的支援策の周知を図るとともに、自立に向けた総合的な支援への取り組みが必要となっています。

今後の取り組み・具体的な支援策

平成 22 年度より、父子家庭に対しても児童扶養手当を支給します。

また、ひとり親家庭等に対する医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供及び事業の推進に取り組むとともに、自立促進に向けた総合的な支援を実施します。

県の関連事業名

児童扶養手当費、母子家庭等医療費助成事業費、母子家庭等自立促進事業費、母子福祉貸付事業費、寡婦福祉貸付事業費

(5) 自立促進の基盤づくり

ア 当事者・地域・社会ぐるみで支える体制づくりの促進

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭を地域、社会全体で支える体制づくりを促進します。

現状と課題

県内の総世帯のうち 6.07%がひとり親家庭(母子家庭：5.20%、父子家庭 0.87%)となっています。

ひとり親家庭の抱えている様々な課題に対応していくためには、生活支援、子育て支援、経済的支援等の総合的な支援が必要ですが、それを支える体制づくりはいまだ充分とはいえない状況にあります。

今後の取り組み・具体的な支援策

ひとり親家庭等の自立促進に向けて、当事者同士のネットワーク構築等を支援するため、当事者団体の社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会の活動について支援します。

障害児を抱えたひとり親家庭やDV被害者であるひとり親家庭等に対する支援などよりきめ細やかな施策の展開と多様な支援体制の確保のために、当事者団体への支援事業委託の推進や、地域、社会全体で支える体制づくりを促進します

県の関連事業名

母子家庭等自立促進事業費

イ 関係機関・関係団体等の連携促進

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の自立促進にむけて、関係機関・関係団体等の連携促進に努めます。

現状と課題

平成 14 年 11 月の「母子及び寡婦福祉法」「児童扶養手当法」等の一部改正により、ひとり親家庭等に対する施策は経済的給付から自立促進の方向へと大きく転換してきています。

自立促進に向けた総合的・効果的な施策展開のため、関係機関・関係団体等の連携促進を図ることが必要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

ひとり親家庭等の総合的・効果的な施策展開のため、各自治体、当事者団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等関係機関・団体の連携を促進します。

ウ 相談体制等の充実

(担当課：青少年・児童家庭課)

ひとり親家庭等の自立促進のため、相談体制の充実に努めます。

現状と課題

ひとり親家庭が国や地方自治体に対する要望として「生活に関する相談窓口の充実（母子：10.2%、父子：11.9%）」「子育てに関する相談窓口の充実（母子：3.1%、父子：7.4%）」があがっています。

ひとり親家庭等は、子育て、生活、健康等、多岐にわたる悩みを抱えている状況にあるため、相談体制の充実等を図ることが必要です。

今後の取り組み・具体的な支援策

生活、福祉、教育、雇用等の各分野について、ひとり親家庭等が必要としているサービスを速やかに提供できるよう、横断的なサービスの把握と総合的な情報提供に努めるとともに、様々な悩みに対応するため、相談体制の充実に努めます。

「8 ひとり親家庭等の自立支援の推進」の文章中に出てきた数値（%）については、「平成 20 年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」からの引用による。

第5章 行動計画の推進に向けて

1 地域社会の役割

次世代法第6条では、「国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。」とされております。

子育ての第一義的な責任は父母やその他の保護者にありますが、地域の中で子どもを健やかに育てるためには、住民の役割は非常に大きいものがあり、次代を担う子どもの育成は一家庭の問題ではなく地域全体の問題として、住民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。

本計画は、主に行政の果たす役割を中心に策定していますが、次代を担う子供たちが心身共に健やかに育つための環境づくりは、家庭や行政だけの責任にとどめることなく、社会全体の課題としてとらえ、すべての子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められます。

本計画で掲げた施策をより実効性のあるものとするために、行政はもとより、家庭、地域社会、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

2 行動計画の推進体制

(1) 関係部局間の連携

次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るためには、全庁的な体制の下に、行動計画に基づく施策の実施を図ることが必要です。

本計画は、福祉部門のみならず、教育、保健、商工労働、都市整備、住宅環境、子どもの安全など多岐にわたる総合的な計画であることから、基本理念である「親子が心身共に健やかに成長できる子育て 親育ち 地域育ち」を目指すために、事業推進等に関する県の庁内組織として、前期計画に引き続き「沖縄県次世代育成支援対策連絡会議」を活用し、全庁的な連携のもとで計画を推進していきます。

(2) 国との連携

次世代法第4条では、「国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」とされています。

また、次世代育成支援対策は、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組むことが必要であることから、沖縄労働局をはじめとする国の関係機関等と意見交換を行い、連携・協力して本県における次世代育成支援対策を推進していきます。

(3) 市町村との連携

次世代法第10条第1項では、「都道府県は市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努める」とされています。

次世代育成支援対策の多くの施策・事業が、住民に一番身近な市町村が実施することになるため、各市町村が次世代育成支援対策の重要性をしっかりと認識し、各市町村が地域のニーズを踏まえて策定した市町村行動計画が着実に実施されるよう市町村の取り組みについての支援を行います。

また、本計画に基づく施策や事業の推進にあたっては、市町村行動計画とその整合性が図られるよう情報交換を行い、密接な連携を図ります。

さらに、一つの市町村のみではサービスの提供が困難な事業については、広域的なサービスを提供する体制を整備するなど、近隣市町村での連携・協力のあり方についても検討し、実施していきます。

(4) 一般事業主との連携

次世代法第 5 条では、「事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。」とされています。

このため、本計画の次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、事業主に対して本計画の内容についての周知を図るとともに、必要に応じて事業所との情報交換・意見交換を行い、連携の強化を図ってまいります。

なお、平成 23 年度からは、従業員が 101 人以上の事業所については、その事業所が実施する次世代育成支援対策に関する計画である一般事業主行動計画の策定及び国への届出が義務化されるとともに、計画の公表並びに従業員への周知もあわせて義務化されます。

これに伴い、本県の区域内に事業所を有する企業について、適切な一般事業主行動計画の策定や、計画に基づく措置の実施に努めるため、次世代育成支援対策推進センター（沖縄県においては、社団法人沖縄県経営者協会並びに沖縄県中小企業団体中央会が実施）による相談、その他の援助が活用できるよう国と連携して制度の周知に努めます。

また、従業員が 100 人以下の事業所については、計画の策定や届出に関して努力義務となっておりますが、これら事業所に対しても一般事業主行動計画を策定していくよう働きかけていきます。

(5) 地域の事業主や民間団体との協働

次世代育成支援対策は、それぞれの地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

このため、本県においては、地域の企業や子育て支援を行う団体等と積極的に情報交換などを行い、本計画における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう努めてまいります。

3 行動計画の実施状況の点検・評価

本計画は、次世代法の趣旨を踏まえ、計画の進捗状況が容易に把握できるように、個別の施策について、可能な限り目標数値を定めておりますので、計画の実施にあたっては、Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Action（改善）の PDCA サイクルを導入し、各年度の取り組みについて点検・評価を実施します。このうち、目標に達していない施策については、必要な改善策を実行に移したうえで、目標達成に努めていきます。

なお、点検・評価にあたっては、前期計画に引き続き、庁内組織である「沖縄県次世代育成支援対策連絡会議」並びに県民の代表や学識経験者からなる「沖縄県次世代育成支援対策推進協議会」を活用し、個別事業の進捗状況に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況についても点検・評価を行います。

4 行動計画の実施状況についての公表

次世代法第 9 条第 6 項では、「都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。」とされています。

これを踏まえ、本計画に基づく実施状況及び評価について、毎年 1 回、沖縄県ホームページへの掲載などを通じて、県民に対して公表することとします。

5 計画策定後の見直し等について

本計画策定後、社会経済情勢や福祉・教育等を取り巻く状況の変化により、新たなニーズの発生など、計画の見直しが必要となった場合には、沖縄県次世代育成支援対策推進協議会をはじめとする県民から意見を聴取し、計画の見直しに反映させるなど、柔軟に対応していくこととします。

第6章 資料

- 1 沖縄県次世代育成支援行動計画（後期）策定の審議経過
現在作成中

2 沖縄県次世代育成支援対策推進協議会運営要綱

平成 19 年 1 月 16 日制定

平成 21 年 5 月 26 日改正

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条第 1 項に基づき、沖縄県における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となる措置について意見、要望等を聴取することを目的として、沖縄県次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を運営する。

(意見等聴取事項)

第 2 条 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関する意見、要望等を聴取する。

- (1) 沖縄県行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市町村行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織及び議事進行)

第 3 条 協議会は、構成員 15 名以内をもって組織する。

2 構成員は、別表に掲げる関係団体から推薦する者とし、福祉保健部長が決定する。

3 福祉保健部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への参加を依頼することができる。

4 協議会の議事進行は、福祉保健部長が行う。

5 前項の規定にかかわらず、福祉保健部長は、協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(期間)

第 4 条 前条の規定により決定された者から第 2 条の規定により意見等を聴取することとする期間は、平成 26 年度までとする。

2 前項に規定する期間を超えて、前条に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあつては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

(会議)

第 5 条 協議会の開催は、福祉保健部長が通知する。

(庶務)

第 6 条 協議会の運営にあたり、必要となる庶務は、福祉保健部青少年・児童家庭課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 1 月 16 日から施行する。

2 沖縄県児童環境づくり推進協議会設置要綱(平成 7 年 2 月 15 日制定)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

別 表

構 成 員
福祉関係者
母子福祉関係者
母子保健関係者
保健関係者
教育関係者
労働関係者
経済関係者
学識経験者
その他次世代育成支援対策推進に必要と認められる者

3 沖縄県次世代育成支援対策推進協議会構成員名簿

任期:平成21年6月24日から平成27年3月31日まで

	代表区分	氏名	団体名	備考
1	福祉		沖縄県民生委員児童委員協議会	会長
2	〃		沖縄県学童保育連絡協議会	会長
3	〃		(福)沖縄県社会福祉協議会保育協議会	会長
4	〃		(社)沖縄県青少年育成県民会議	副会長
5	母子福祉		(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会	評議員
6	母子保健		沖縄県母子保健推進員連絡協議会	会長
7	保健		(社)沖縄県小児保健協会	副会長
8	教育		(社)沖縄県子ども会育成連絡協議会	理事
9	〃		(社)沖縄県PTA連合会	広報委員長
10	〃		沖縄県私立幼稚園連合会	理事
11	労働		(財)沖縄県労働者福祉基金協会	専務理事
12	経済		(社)沖縄県経営者協会	企画広報課長
13	学識経験者		沖縄女子短期大学	児童教育学科教授
14	〃		沖縄県医師会	理事
15	その他		沖縄子育て情報ういず	代表

構成員はこれら団体の意見を代表する者。

関係機関

1	国		厚生労働省沖縄労働局雇用均等室	室長
---	---	--	-----------------	----

氏名については、本計画策定の際に掲載いたします。

4 沖縄県次世代育成支援対策連絡会議運営要領

平成 19 年 2 月 8 日制定

平成 21 年 5 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)の基本理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するため、「おきなわ子ども・子育て応援プラン(沖縄県次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。))」の推進を目的として、沖縄県次世代育成支援対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市町村行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉保健部長の職にある者、副委員長は福祉企画統括監の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 連絡会議は委員長が通知する。ただし、委員長は、必要に応じ委員会に出席すべき委員を指名することができる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(作業部会)

第 5 条 連絡会議を補佐し、円滑な運営を図るため、連絡会議のもとに作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の推進に係る庁内における実務的な企画立案、実施及び連絡調整に関すること。
- (2) その他、次世代育成支援対策の推進に関すること。

3 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会長は、青少年・児童家庭課長の職にある者、副部会長は青少年・児童家庭課児童育成班長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

6 前条の規定は、作業部会についてもこれを準用する。この場合において、「連絡会議」とあるのは「作業部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 6 条 連絡会議(作業部会)に関する庶務は、福祉保健部青少年・児童家庭課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、連絡会議(作業部会)の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 19 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

連 絡 会 議	
総 務 部	総務私学課長
福祉保健部	福祉保健部長 福祉企画統括監 青少年・児童家庭課長 福祉保健企画課長 国保・健康増進課長 障害保健福祉課長
観光商工部	産業政策課長 雇用労政課長
土木建築部	土木企画課長 住宅課長
教 育 庁	総務課長 県立学校教育課長 義務教育課長 生涯学習振興課長
警察本部	少年課長 交通企画課長

別表第 2 (第 5 条関係)

作 業 部 会	
総 務 部	総務私学課私学・法人班長
福祉保健部	青少年・児童家庭課長 青少年・児童家庭課児童育成班長 青少年・児童家庭課青少年育成班長 青少年・児童家庭課保育班長 青少年・児童家庭課母子福祉班長 福祉保健企画課企画統計班長 国保・健康増進課母子保健班長 障害保健福祉課計画推進班長
観光商工部	産業政策課産業企画人材班長 雇用労政課労政福祉班主幹
土木建築部	土木企画課総務班長 住宅課企画班長
教 育 庁	総務課教育企画班主幹 県立学校教育課普通教育班 義務教育課義務教育班 生涯学習振興課社会教育班
警察本部	少年課少年サポートセンター課長補佐 交通企画課課長補佐

5 少子化社会対策基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条 第9条）

第2章 基本的施策（第10条 第17条）

第3章 少子化社会対策会議（第18条・第19条）

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾（ぞ）有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立った的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校

教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第17条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第3章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第18条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第7条の大綱の案を作成すること。

(2) 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第19条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成15年8月政令385号により、平成15年9月1日から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

6 次世代育成支援対策推進法

目次

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条 第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条 第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条 第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

(2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項

(3) 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

(4) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

(3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなけ

ればならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの(第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第3項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第12条の2 前条第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第4項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第6項の規定は、同条第1項に規定する一般事業主が第1項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、第12条第1項又は第4項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める

基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第12条第1項又は第4項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又

はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第1項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

（主務大臣等）

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第20条第5項の規定に違反した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第1号から第3号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

[平成15年8月政令371号により、平成15年8月22日から施行]

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成17年4月1日法律第25号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の規定(第1条を除く。)による改正後の規定は、平成17年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成16年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成17年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成16年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成17年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第10条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
〔平成18年6月2日法律第50号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第457条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第458条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成18年6月2日法律第50号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 = 平成18年6月法律第48号〕の施行の日〔平成20年12月1日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成20年12月3日法律第85号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3条及び第9条の規定 公布の日

(2) 第3条中次世代育成支援対策推進法第4条、第7条から第9条まで及び第22条の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

(3) 第2条の規定及び第4条中次世代育成支援対策推進法第7条から第9条までの改正規定並びに附則第5条及び第17条の規定 平成22年4月1日

(4) 第4条中次世代育成支援対策推進法第12条及び第16条の改正規定並びに附則第8条の規定 平成23年4月1日

（検討）

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第6条 第3条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条第5項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第7条 新法第12条の2第1項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条の2第2項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第4項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が100人を超え、300人以下である次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主が第4条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第4条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第9条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 用語解説
現在作成中